

平成29年度は市長改選まで残すところあと1年となる、いわば実質上の任期の総仕上げともいべき年度にあたります。浅利市長におかれましてはこれまで11年間、財政非常事態宣言の中で就任をされ、「やりたいこと」よりもまず「しなければならないこと」に主眼を置かれ取り組んでこられてきたことと認識いたします。そして、平成25年、財政非常事態宣言を解除し、都市間競争に打ち勝つべくとよなかの魅力の創造・発信、都市ブランドの構築など『攻め』の市政運営へとかじを切りはじめたところではありますが、待機児童の解消、市有施設・インフラの老朽化対策など、喫緊の課題も顕在化し始め、厳しいかじ取りを余儀なくされる状況が続いております。そのような中での29年度施政方針や予算について、また、以前より関心のある項目について順次うかがってまいりたいと思います。

【豊中の歴史について】

（一問目）

今年度は市制施行80周年で次の10年にむけて、前向きなことを様々考える機会となりました。また、民間では豊中市の昔懐かしい写真集が発売されるなど、豊中市域の歴史をたどる貴重な機会にもなりました。

待兼山で45万年前のマチカネワニの化石が発見されました。その時の豊中の姿は想像もできませんが、平成5年10月30日に発行されている文化財ニュースによると、縄文時代前期の「縄文海進」と呼ばれる6千年前には、海岸線が今の服部と曾根の間くらいにあったようです。その後、海岸線は後退し、今の豊中市域が誕生し、人が暮らし、弥生時代と古墳時代の過渡期に位置付けられる歴史資料としても有名な庄内式土器が生まれます。人々の暮らしのなかには争いもあったことの証拠として、勝部遺跡収蔵庫にある弥生時代の木棺には矢じりが刺さったままの人骨が納められています。

古墳時代に入り、豊中にも多くの古墳がつくられました。大塚古墳から出土した甲冑は国指定の重要文化財にもなっています。飛鳥時代になると豊中市内には古代寺院が見られるようになります。金寺山廃寺^{かなでらやまはいじ}では瓦が出土し、看景寺に移された塔の心柱の礎石は府指定文化財にもなっています。奈良時代には島熊山が万葉集に詠まれ、平安時代には猪名川流域に集落形成が盛んになり、古代難波宮^{なにわのみや}との関係で豊中市域は発展していきます。鎌倉時代になると、屋敷が国指定史跡となっている今西氏が春日大社から南郷目代として赴任してきます。

庄本地域にあった椋橋庄^{くろばしじょう}という荘園は承久の乱発端の地と言われています。室町時代に原田氏が構えた原田城は、戦国時代の荒木村重討伐の出城となり、戦国大名織田信長について書かれた『信長公記』^{「しんちやうこうき」}には織田信長が刀根山城で指揮をとったと記されています。豊中市史によると、この頃には明智光秀の娘が今西氏の当主に嫁いでいます。戦国時代の大名が娘を嫁がせるくらい豊中市域はとても暮らしの良いところであったのではないのでしょうか。江戸時代以降の話をすると、それだけで代表質問が終わってしまいますので、今日はここまでにして質問をします。

「縄文海進」から豊中市が誕生するまでには上町断層が動いたという説もあるようです。上町断層帯佛念寺山断層が縦断する本市にとって、活断層が動いたのはいつ頃のことなのか、教えてください。

勝部遺跡収蔵庫の木棺は全国に貸し出されているとのことですが、その実績について教えてください。次に庄内式土器や大塚古墳から出土した甲冑は、どのように市民の目に触れるようになるのか、文化芸術センターの運用とあわせて教えてください。

歴史が苦手な小学生も、身近な話題が豊中市にたくさんあります、歴史の教科書に出てくるとあわせて、豊中の歴史を教えていくこと、副教材を作成することについて、教育委員会の見解を求めます。

こうした史実に基づいて、豊中市のPRや魅力創造につなげていくことについて、市の見解を求めます。

<答弁>

仏念寺山断層に関するご質問についてですが、総理府に設置され、現在文部科学書にある「地震調査研究推進本部」が、平成16年3月に公表した「上町断層帯の長期評価」によりますと、上町断層帯は、過去の活動に基づく平均活動感覚が8千年程度となっております。また、最新の活動時期は、約2万8千年前から約9千年前までの間と考えられております。

勝部遺跡収蔵庫の弥生時代木簡の貸し出し状況ですが、平成8年に、千葉県佐倉市にある国立歴史民俗博物館の依頼を受け、弥生時代の戦争をテーマとする企画展示に出品し、その後、同じ企画展が、大阪人権博物館、福岡市立博物館、東京の古代オリエント博物館など全国4ヶ所の都市を巡回し、公開されました。平成26年には、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館による弥生時代の墓をテーマとする特別展にも出品しております。また、写真の貸出も随時行い、平成17年以降の貸出数は、合計7件となっております。

次に、庄内式土器など豊中市で特徴的な歴史や出土品につきましては、現在、文化芸術センター1階のミュージアムギャラリーで常設展示を行っているほか、国指定重要文化財である大塚古墳出土品につきましては、公開に向けて、おもに鉄製品の保存修理を、平成30年までの4ヶ年にわたり、国補助事業として実施しております。重要文化財の展示に関しましては、文化庁より、適切な空気環境の確保、緊急事態に際しての体制整備など、慎重な対応が求められており、来年度以降、適宜、空気環境調査などを実施しながら、早ければ平成30年の秋以降、公開してまいりたいと考えております。

なお、豊中市の歴史を取り上げた学習教材にかかわりましては、先ほどもご紹介しました通り、文化芸術センターのミュージアムギャラリーにおきまして、学校の郷土学習にもご活用いただけるよう、豊中市の特徴的な歴史を取り上げた常設展示を行っております。将来的には解説リーフレットの作成なども検討しております。

地域の歴史にかかわりましては、小学校3年生及び4年生において、地域の人々の生活の移り変わりについて学習し、古くから残る暮らしにかかわる道具とそれらを使っていたころの暮らしの様子、地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事、地域の発展に尽くした先人の具体的な事例などについての理解を深めております。

使用する社会科副読本『ゆたかなゆめあるまち豊中』では、豊中市の暮らしのうつりかわりについて取り上げており、古くから残る建造物などの「文化財マップ」や写真、イラスト等を掲載し、学びがより深められるよう工夫しております。

子どもたちが身近な地域や豊中市の素材から学ぶことにより、地域社会に対する誇りと

愛情を育むとともに、その知的好奇心を高め、興味・関心を持って学習に取り組むことにつながると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

文化財等に基づいた豊中市のPRについてですが、ご質問のような史実やエピソードは豊中ならではの大切な地域資源であると認識しております。

したがって、今後とも関係部局と連携しながら、歴史的文化的資源の紹介を行うとともに、それらを活用した取り組みについても研究してまいります。

(意見・要望)

私たちの生活において危機管理を考える上では長くても100年くらいですが、子々孫々までの危機管理を考え、1000年単位の時間軸に立つならば、歴史に学ぶことは大変重要になってきます。こうした視点も盛り込みながら、生涯学習やコミュニティと連携しつつ、出前講座などを通じて市民の防災意識向上に努めていただきたいと思います。

先程、申し上げたような史実を広く市民に知っていただくことは、豊中市への愛着が高まるとともに、自分が住む地域以外を知る機会ともなり、とても有意義だと思います。合併を繰り返してできた豊中市だからこそ、豊中市域がどんな歴史であったのかを全市的に学校教育や生涯学習で学ぶ機会をつくっていくべきと考えます。

こうした史実に基づいた魅力づくりこそ、豊中ブランドになりえると思いますので、大いに期待しておきます。勝部遺跡が見つかったのは大阪空港の拡張工事の時であり、現地保存ができなかったため、記録保存になっています。しかし、今も滑走路には勝部遺跡があったところに碑文が埋められているそうです。飛行機が離着陸しない時間帯に勝部遺跡の碑文を見学するツアーを企画すれば、歴史マニアが集まると思いますので、都市活力部には検討をお願いしておきます。

【千里地区再整備の方向性と課題について】

(一問目)

全国最初の大規模ニュータウンである千里ニュータウンも建設から50年が経過し高度経済成長から安定成長へ、人口急増から少子・高齢化が同時進行する形での人口減少と成熟期に移行しようとしています。教育文化都市、住宅環境都市を標榜するわが豊中市にあって、千里中央を中心としたグレーター千里地域は北摂の新都心であり重要な交通ハブ機能を有するハイモビリティ都市となっており、教育、環境、情報、財政への寄与など様々な点において豊中市での機関車的役割を担っていると言っても過言ではありません。しかし、その千里地域も大きな過渡期に立っており、再整備やまちづくりの成否、魅力創造は今後の豊中市にとって大きな課題であります。そこで今回は豊中市都市経営の根幹部分である千里地域の再生と魅力づくり、比較優位性についてどのように取り組むべきか関係各部署にソフト、ハード両面からお聞きしてまいります。

まず、最初は政策企画部にお聞きします。

先程、申し上げた豊中市の都市経営において、千里地域の位置づけや役割、市として取り組むべき施策や方向性についてどのように考えているのか。また、これまで取り組んできた施策についての成果や反省点、将来ビジョンについては実現のためにどのように取り組むつもりかそのお考えをお聞かせください。

続いて千里中央地区商業地域の施設再整備についてお聞きします。この地域の再整備については平成19年に始まった千里コラボを中心とした北地域を第一弾とすれば、現在進行中のよみうり文化センター跡地の開発再整備が第二弾。そして現在問題となっているセルシーやせんちゅうパル、駅前広場を含む中央部分が最終段階の再整備事業となります。この問題については多くの市民や事業者・関係者が、先行きの不透明感や混乱・錯綜する情報に戸惑いや不安を持っています。そこでお聞きしますが、現在、マスコミなどでも様々取りざたされている今後の千里中央のまちづくりについて、市はどのように考えどのような役割を果たそうとしているのか。施設の建替え問題、駅前広場やタクシー、バスターミナルの再整備、交通混雑問題、バリアフリーを含む次世代のデッキスタイルの在り方、等々具体的事例を挙げてご説明ください。

続いて、北急延伸についてですが、2020年開業を目指したこの事業は総事業費650億円のうち国負担が285億円、地方負担は大阪府が100億円を上限として負担し箕面市185億円、鉄道事業者80億円となっていますが、この事業の完成と完成後の持続可能性についてはいくつかの前提が条件となっています。計画事業費に収まることや1日の予測乗降客数42000人は最重要なものとなっており、これが達成できない場合は大阪府以外の関係機関の増額負担や北大阪急行の運賃値上げという形の利用者負担増により豊中市民にとっても無関心ではいられない状況となっています。この事業がうまく遂行し箕面市の発展や市民の利便性拡大につながるとともに、延伸事業が豊中市と箕面市との連携協力や相乗効果により千里中央地区の更なる活性化やにぎわい創出などウイン・ウインの関係構築が求められると考えています。そこでお聞きしますが北急延伸についての評価やリスク、今後の市としてあるべき姿やランドデザインをどのように描いておられるのかお聞かせください。

ところで先日行われた延伸工事の地元説明会において新千里東町1丁目にある新千里2号線と新御堂筋の交差点付近において、土日や休日には右左折車の滞留がネックとなり千里中央商業地域の内部まで渋滞が影響している現在の状況を指摘し対策を求めました。工事中は更なる混雑が予想されることから、市として事業者と協議し工事中のみならず根本的な対策が必要と考えますので市の考え方をお聞かせください。更に、UR新千里北町住宅の西に隣接し建設される7.3mの換気塔についても景観などへの配慮が必要と考えますが見解をお聞かせください。

続いて、千里橋の耐震補強と改修についてお聞きします。現在、建設中のよみうり文化センター跡地は7階建て商業施設と52階建てタワーマンションがセットになった開発事業で2019年の全体事業完成をめどに計画が進行中です。この建設予定地には新御堂筋が南北に隣接して走っており、タワーマンションの直下に新千里西町、南町へ通じる歩行者・自転車専用歩道橋の千里橋、約90mがあります。この千里橋については建設から40年が経過しており、耐震診断や補強、場合によっては架け替えを含む要望もしてきました。今回、タワーマンション建設と機を同じくして耐震補強とビル風対策用に風防を設置することが進められていますが、その経過と内容について詳細にお聞かせください。

続いて、UR新千里東町住宅 高層棟の建て替えと周辺整備についてお聞きします。1970年に実施された大阪万博の外国人宿舎として使用され、その後、千里中央に隣接する交通利便性や住環境の良さから一時は100倍を超える競争率の賃貸住宅として人気を博したこの団地も社会経済状況の変化や高齢化、建物の老朽化や住宅性能の陳腐化から空き家が多くなってきました。中でも1522戸の4割を占める高層住宅が耐震性能の不備から建て替えが決定しました。この問題については以前にも取り上げ、千里ニュータウン内での建て替えに関して駐車場設置比率100%の見直しを求め、公営や公的住宅については50%に見直すこととなったことは十分とは言えませんが一定の評価をしています。

ところでこの住宅団地は、千里中央から千里体育館がある千里中央公園に至る「こぼれび通り」約700mのうちの大半に隣接しています。50年が経過した快適歩道である「こぼれび通り」もバリアフリーや街路樹更新の問題、設計思想そのものの古さから大改修が必要となっています。また、建て替えに際しても子育て機能や高齢者施設をビルトインさせた住宅の建設も必要です。これらの問題については地元自治会の強力な要請やアイデアの提供、交渉力によりUR都市機構が全面的に協力することが約束されています。URとの話し合いも含め豊中市がどのような対応をされるのか、先進事例の「まちづくり」として豊中市の見解をお聞かせください。

続いて、近隣センターの建て替え再整備についてお聞きします。千里ニュータウンは、近隣住区理論に基づいて計画された街で、豊中市4か所、吹田市8か所に近隣センターが設置されています。各住区にもうけられた近隣センターは、スーパーをはじめとした様々なお店があり、地域住民の生活利便性に大きな役割を果たすとともに、郵便局や各種の病院も用意されています。近年では閉鎖店舗を活用した「ひがしまち街角広場」に代表される住区コミュニティの核として15年もの間、自主運営・自助努力で地域の活性化に寄与しているところもあります。しかし、開設から50年になる近隣センターは、買い物に関する社会経済状況の変化や老朽化、競争力の低下は如何ともしがたい状況となっており、1月26日

に行われた都市計画審議会において計画決定された東町近隣センターの建て替え事業が始まろうとしています。そこでお聞きしますが、建替えと府営住宅跡地を活用した事業の必要性和そこに至る経過、結果として近隣センター跡地にどのような建物がどのような規模で立つことになるのか。また、小学校、幼稚園に隣接し、「良好な市街地環境を確保しつつ適切な土地の有効活用を図ること」を目的として導入された一団地制度を活用した現在の近隣センターの在り方を変更することによる住環境の悪化やオープンスペースを含む良好なコミュニティの場を失いかねない今回の事業決定をどのように考えられるのか。更に、建て替え事業に伴い実施される用途地域の変更などにより大阪府民、豊中市民のソフト、ハード両面にわたる財産的価値の棄損がないのかお聞きします。

<答弁>

まず、本市における千里地域の位置づけや役割についてですが、千里地域は、新大阪や大阪国際空港にアクセスが良いという立地にあるとともにの良好な住環境が維持されており、民間企業が実施する「住みたいまちランキング」において、関西圏では常に上位に位置しています。

都市計画マスタープランでは、北部大阪の都市拠点として位置付けるとともに、千里中央地区活性化ビジョンにおいても、その魅力をさらに高めるためのまちづくりの視点や方向性を示しています。今後、新名神高速道路の開通など、他府県からのアクセスが充実されることにより、さらに高く位置づけられるものと考えています。

こうした背景からも、千里地域は、住み、働く場として、市場の評価も高く、民間投資を呼び込む、本市の評価を牽引する役割があると考えています。

次に取り組むべき方向性についてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちの拠点整備として千里中央地区プロジェクトを掲げ、地域を取り巻く環境の変化を見据えながら、多様な機能が集積し、多くの人が集まりにぎわう拠点づくりをめざすとしています。そのためには、千里中央地区の商業施設や交通広場といった生活基盤の再整備が必要であると認識しています。

これまでの成果や今後の取組についてですが、千里地域においては、「千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」や「千里ニュータウン再生指針」に基づき、守られてきた良好な住環境を、維持・継承いたします。

千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過しました。千里中央地区の大規模商業施設等も更新時期を迎えるなか、引き続き、官民協働により、北部大阪の顔となるまちづくりを進めてまいります。

千里地区再整備の方向性と課題に関するご質問の内、都市計画推進部に関する5項目についてお答えします。

最初に『千里中央の今後のまちづくり』につきましては、北大阪急行電鉄の延伸への対応として、市として検討を進めている駅前広場再整備などの基盤整備と、今後更新時期を迎える民間施設に起こり得る再整備などが相乗効果を発揮し、まちとして統一性、快適性・利便性などを向上させることができるよう、官民協働のもと、目指すべきまちづくりについて認識を共有することが必要と考えているところでございます。

そのために市が担うべき役割としては、千里中央地区のまちづくりのコーディネートをを行うことであると考えており、平成25年度に策定した「千里中央地区活性化ビジョン」に示したまちづくりの実現に向け、千里中央地区の地権者や行政など、関係者が千里中央地区のまちづくりについて話し合う場として、平成28年度から千里中央地区活性化協議会を立ち上げ議論を進めているところでございます。

活性化協議会におきましては、平成28年度から3か年かけ、「千里中央地区活性化基本計画」を策定することとしており、今年度は『千里中央地区の課題』や『地区ブランディングの方向性』の認識共有、また、その方向性を実現するにあたって『目指すべき機能充実や賑わい創出の在り方』などについて議論してまいりました。

今年度は3か年の初年度ということもあり、大枠での議論となっておりますが、次年度以降、具体的な内容へとブラッシュアップしていきたいと考えております。

また、平成28年度は官民協働による取り組みの第一歩として、千里中央地区の安心・安全を確保するための計画である、都市再生特別措置法に基づく、『都市再生安全確保計画』の策定に向けた基礎データの収集・分析を行っており、平成29年度には計画の策定を行ってまいります。

次に、『北大阪急行延伸』につきましては、箕面市方面との公共交通が、これまで主にバスであったものが鉄道に変わること、箕面市域の方々が千里中央へ来訪しやすくなるということ、また、千里中央駅が鉄道のT字型の終着駅から、十字型の交通結節の駅になるということで、ターミナル性が高まり交通の利便性が向上することが想定されます。

交通利便性が向上する反面、まちの今後のありよう如何によっては、これまで千里中央でバスを乗り降りされていた箕面市域の方々が、延伸により鉄道で通過されていくことが危惧されます。市と致しましては、延伸によるメリットを活かすため、千里中央地区を目的地として皆さまにお越しいただけるような、より魅力ある北部大阪の広域都市拠点として充実していくことが必要であります。

そのためにも、先ほど申し上げました官民連携による千里中央地区活性化の取り組みを、迅速かつ着実に進めていくことが重要であるものと考えております。

次に、延伸に伴う換気塔の建設につきましては、これまで、本市独自の制度である豊中市都市景観デザイン相談を活用し、専門家から助言を得ながら、施工者の北大阪急行電鉄に対して、外壁の色彩などに係る指導を行っており、また、植栽につきましても、庁内の関係部局と引き続き連携し、周辺のまちなみと調和が図られるよう、適切に求めていくものとしております。

次に、UR都市機構の新千里東町団地の建替えと周辺整備につきましては、千里ニュータウンが、ご存知のとおり計画的につくられたまちであることから、地域で新たに必要となる機能を導入できるような空き地が少なく、まち開きからおよそ50年が経過する中、高齢者や子育ての施設など、時代の経過に伴う新たなニーズの機能導入をいかに進めていくかが課題でございます。

そのような中で千里ニュータウン地域におきましては、公的大規模団地の建て替えのタイミングを捉え、団地の建て替えを、地域のまちづくりに活かすための事業者との協議・調整を行っております。

当部が協議窓口となり、庁内関係部局などと連携しながら地域で必要となる機能の導入

や、歩道空間の確保など、地域のニーズなどを踏まえたまちづくりの実現を図るために、事業者との協議を進めております。

最後に、『東町近隣センターの建て替え整備』についてでございますが、府営住宅用地を活用した事業に至った経過といたしましては、地権者による検討会において、工事期間中の仮設店舗用地確保に関する課題解決、及び、幹線道路に面する場所に移転建替えとすることで、アクセス性が向上するなどの理由から、府営住宅用地を活用した事業の推進を求める意向が示されました。

市といたしましては、建替えの事業期間中も、近隣センターに求められる商業やコミュニティの機能を継続できることや、バリアフリー化や新たな機能向上により、利用者の利便性を高めることが可能となる府営住宅用地を活用した建て替え事業を決定したところでございます。

また、本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業として実施するものであり、法に基づく適正な評価・判断のもと進められますので、財産上も公平性・公正性が保たれるものでございます。

現近隣センター跡地につきましては、豊中市の地区会館や中高層の共同住宅などが建設される予定となっており、コミュニティの場につきましては、建設予定地の敷地として屋外空間を確保し、会館の屋内空間と一体的に活用することとしております。

本建て替え事業につきましては、都市計画制度等を活用し、コミュニティの機能の確保やこれまで培われてきた良好な環境を継承しますとともに、まちのにぎわいや利便性の向上、公益性の増進を実現してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(二問目)

政策企画部については意見を申し上げます。

政策企画部の役割は総合的な政策の企画立案、組織全体の総合調整、推進・評価などを統括する部局であり、戦略性や機動性を重視した組織として、いわば豊中市都市経営の根幹をなす部局だと認識しています。答弁にもあったように千里中央地区の現状に対する認識や分析、今後の課題や方向性について十二分な体制で取り組もうとしている姿勢は感じられました。要はそうした思いが確実に成果となって現れるかということが重要です。実は先日、会派所属議員が他の部局との勉強会の中で実際とはかけ離れた数値や予算について出くわす機会がありました。なぜそうした齟齬が出てきたのかとの問いかけに対し、基本である人口の読み違い、正確な人口が反映されていないということが分かりました。人口推計や人口動態統計については以前に議論させていただいた通り、あらゆる施策を実施する上での基本中の基本として認識し時点補正もされています。現在では最も信頼される最新データが使用されているはずにもかかわらず末端まで浸透していない現在の状況を指摘しておきます。

政策企画部は市にとっては頭脳に当たる部分です。冒頭で指摘させていただいたくつもの役割を確実に果たし、千里地区の再生と活性化に最大限の努力で結果を出していただくようお願いしておきます。

次に都市基盤部ですが、新千里2号線と新御堂筋の交差点付近の渋滞とそれがもたらす

商業地内への悪影響についてはこれまでも問題提起してきました。

今回、この地点の物理的な困難性や財政的負担を必要とする中、北急延伸工事に関連して解決に向けての決断をされることは高く評価したいと思います。一方、千里橋の耐震補強とビル風対策の風防パネル設置についてですが耐震補強は当然として、要望してきた風防パネルの設置については一定の評価はしますが、なぜ南側だけなのか理解が出来ません。あの場所に立てば現在でも北からの箕面おろしの強い風を多くの方々は経験しています。また、風のことですから南北のみならず東西方向や至近距離にある超高層ビルがもたらすビル風は上下方向も含めて複雑多様な強風に通行人がさらされたり、子どもや高齢者などの傘や荷物等の新御堂筋への落下の危険も心配されます。南側だけで十分だという説得力ある説明を求めます。

次に都市計画推進部ですが、千里中央地区の再整備についてはこれまでも申し上げている通り豊中市として開発のタネ地も持たず投資資金も限られる中、開発に関して主導的役割を果たすには限界があることは十分承知しています。この上はアイデアの提供や国の補助制度を最大限活用し、企画や調整力を発揮することだと考えます。駅前広場やバスターミナル、デッキスタイルのあるべき姿など個別案件については再度質問いたします。また、多くの市民や関係者が心配しているセルシーの将来については耐震問題を含めての状況説明が必要と思いますがこれらについての見解をお聞かせください。

北急延伸問題についての評価や豊中市にとっての功罪については理解いたしました。箕面市や市民の受ける恩恵や効果を率直に喜び、豊中市や市民もともに繁栄を享受できる連携システムや協力体制こそが重要だと考えます。

次に、UR新千里東町高層棟建て替えに関する「まちづくり」についての答弁については理解いたしました。豊中市の投資資金に限界のある中、URの協力的姿勢や豊かな市民力が実を結んだと言えるのかもしれませんが。

また、市を代表する快適歩道である「こぼれび通り」についてはかつてから申し上げている通り、老木化した街路樹の中を高圧線が存在しており倒木等による危険な状態が多くの市民をリスクにさらしています。国が積極的に進める施策であり補助金制度もできつつある電線の地中化を数年後ではありますが、歩道の改修時期に合わせ実現し先進的まちづくりのモデルとする必要があると考えますが、都市基盤部に見解をお聞きします。

最後は東町近隣センターの建替え再整備についてですが、建て替えの必要性や府営住宅用地を活用した建て替え事業に至る経過についてはわかりました。しかし、答弁にあった商業の維持発展のためには幹線道路に面してとか、アクセス性の向上云々については必ずしもそうとはなっておらず、また、地元からの賛成もないまま、新千里東町地域の東の端へ移転することから、千里中央地区への客の逆流が加速することを危惧します。いずれにしても地元住民から愛される近隣センターになっていただくことが重要だと申し上げておきます。

ところで今回の東町近隣センターの建替えに関しては現地建て替えでなく府営住宅跡地の活用という二か所を使ったイレギュラーな方法が用いられました。ニュータウン再生推進課としては地権者の要望を取り入れ、かつ、地元住民の希望を生かした別場所での地区会館の建て替えなど、両者の要望を満足させることに並々ならぬ努力とご苦労されたことにはねぎらいの言葉をお送りしたいと思います。近隣センター建替えについては一つ意見

を申し上げておきます。この建替え問題については四半世紀の長きにわたる問題に決着がつくわけではありますが、今後、他の近隣センター建て替えについてもいくつかの教訓を残しています。地域住民の利便性確保と地域コミュニティ醸成の場としての役割、そのためのオープンスペースや良好な住環境の確保は必須条件ともいえます。10年前から本格的に動きはじめた東町近隣センター建替えについては当初、旧大阪府千里センター(現大阪府タウン管理財団)から近隣センターにある5階建て要員住宅については除却も大阪府が引き受け、オープンスペースと要員住宅用地ともども豊中市に全面移譲する話がありました。何度にもわたり全面移譲を受けるべきだと主張してきましたが結局、時間の経過とともに大阪府も気が変わりオープンスペースのみの譲渡となりました。千里中央地区の再整備に豊中市がタネ地も持たず資金投入もできないがために主導権や影響力の行使に限界があるのと同じで、東町近隣センターでの要員住宅用地の取得が完了しておれば建替えに伴う「まちづくり」も少しは変わった形になったものと考えます。

行政として石橋を叩いて渡る慎重な姿勢は大切かもしれません。しかし、石橋をたたいても渡らない、手間のかかる仕事はやらない。無事之名馬的な考えだけでは市民の期待に応えられず、市の利益も守ることが出来ないのではないのでしょうか。自治体の仕事もそういう時代に来ているのだと申し上げ意見といたします。

<答弁>

千里地区再整備の方向性と課題についてお答え致します。

初めに、新千里2号線と国道423号の交差点でございますが、当該箇所につきましては、週末には交差点東側から北への右折車両が多く、渋滞が発生しており、この対策が必要と認識しています。

このため、中央分離帯や歩道を縮小することによる、右折レーンの増設や信号サイクルの見直し等の交差点改良について、検討を進める予定としております。

次に、千里橋でございますが、市としては、長寿命化修繕と耐震補強の工事を予定していたところ、よみうり文化センター再整備事業による高層ビル建設に伴うビル風を予防するため、防風パネルの設置が必要となり、合わせて快適性向上を図るための屋根等を設置することとなりました。

施行については、交通量の多い国道の交通規制が伴うことから、一体的な施工が効率的であると考え、必要な事業者の費用負担を受け、市において実施するものであります。

千里地区再整備の方向性と課題について、再度のご質問にお答えします。

初めに、千里橋でございますが、事業者が実施した高層ビル建設に伴う、環境影響評価の中で、風環境が悪化することが予測されました。

このため、風洞実験を行い、その対策として千里橋南側に高さ2mの防風パネルを設置することとしました。このことは、「大阪府環境影響評価審査会」において妥当と判断されたものであります。

次に、こぼれび通りの電線地中化でございますが、これにつきましては、防災性、安全な通行及び景観の向上等の効果があると認識しておりますが、事業実施には多額な費用を必要とするため、現状では、厳しいものと考えております。

千里地区再整備の方向性と課題に関するご質問の内、都市計画推進部に関する再度のご質問にお答えします。

千里中央の駅前広場につきましては、北大阪の広域拠点としてのまちの顔にふさわしい、賑わいのある憩いの空間であること、そしてバスターミナルについては、可能な限り集約化し利用者にとって分かりやすいものであること、また、デッキシステムにつきましては、千里中央地区の歩行者の重要な動線を形成していることから、バリアフリー化など回遊性の向上が求められると認識いたしております。

千里セルシーに関してでございますが、千里中央地区のまちづくりについて議論を行う千里中央地区活性化協議会に、千里セルシーからもご出席いただいております。

その中では、今後の施設のあり方についての具体的な意向は示されておられません。

また、千里セルシーでは、耐震改修促進法に基づき施設の耐震診断を行い、豊中市に報告書が提出されております。

市では現在、報告書の審査中であり、3月末の結果公表に向け、事務を進めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

千里橋ですが、答弁からは「なるほど、納得」という思いからは程遠い答弁となりました。現在でも時折、強風にさらされ危険が指摘される状況で至近距離に52階建て超高層マンションが建設されるわけですから建設後に状況が大きく変わることは容易に想像がつかず、市民の安心・安全より別の要素が重視されたとしか思えません。反対側の橋のたもとにある民間高層ビルのエントランス部分には全面を軽量樹脂で覆った風防が早々と設置されたのは大違いです。初めにこれだけの対策費ありきではなく、様々な視点から再検討を要請しておきます。

次に、電線の地中化についてですが、UR都市機構の建て替え二次工事が終了後の話ですから4～5年後の話です。手間暇コストをかけた「こぼれび通り」の完成後に実施すると不要な二重投資となり、こぼれび通りの電線地中化は何十年もの先になってしまいます。答弁でも認めている通り、防災性や安全な通行、景観の向上効果を認識しているのであれば今後も引き続き検討されることを再度要請しておきます。

【(仮称)南部コラボセンターと学校再編について】

(一問目)

(仮称)南部コラボセンターと学校再編についてお伺いいたします。

南部地域の課題解決のために現在取り組みが進められている南部コラボ構想と庄内地域小中学校の再編案ですが、当初は併せた形での説明会が開催されていましたが、最近では分けて説明会が開催されるようになりました。学校再編は対象校が庄内地域に限定され、南部コラボ構想は庄内地域に加えて豊南・高川地域まで含まれる構想であると認識しておりますが、これまでの説明会では主に庄内地域の方々からのコラボ構想や学校再編についての質問・意見がほとんどであったような印象を受けます。

そこでお尋ねしますが、南部コラボ構想について豊南・高川地域の方々の反応についてお聞かせください。

<答弁>

(仮称)南部コラボセンター基本構想は、本市南部地域である名神高速道路以南を対象にしており、ご認識のとおり、豊南、高川地域を含んでおります。これまでに開催しました説明会などでは、豊南、高川地域の皆様からも、(仮称)南部コラボセンターの整備に期待するご意見をいただいているほか、南部地域の活性化には、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける総合的なまちづくりに取り組む必要があるとのご指摘もいただいております。

今後も、(仮称)南部コラボセンター基本構想の推進に向けた丁寧な情報発信を行い、個別説明会の開催などにより、豊南、高川地域の皆様からも、多数のご意見をいただく機会を設けてまいります。

(二問目)

豊南・高川地域の皆さんからもおおむねご理解をいただけているという理解をしておきます。学校再編が絡んでこないため豊南・高川地域の皆さんの声がわかりづらい印象がありますので丁寧な説明をお願いしておきます。

説明会がコラボと学校再編で分けて進められていくことにはそれぞれが対象とする地域の違いがあることから理解をする一方、関連性がわかりづらくなるという懸念もあります。

先月、南部コラボ構想の説明会において南部コラボのフロアイメージに付いての説明がありました。一方で、学校再編についての進捗状況についての説明はありませんでした。改めて、現在、学校再編についての進捗状況についてご説明ください。

<答弁>

庄内地区における「魅力ある学校」づくり構想案につきましては、昨年2月に(仮称)南部コラボセンターの検討状況とあわせて説明を行い、その後、小中学校やこども園、私立幼稚園などで個別説明会を開催いたしました。

その後、伺ったご意見などを参考にしながら再検討を行い、昨年11月にあらためて構想案をお示しいたしました。11月の説明会には、市民協働部に加え、政策企画部や資産活用部、

こども未来部の職員とともに伺い、「魅力ある学校」づくり構想案、(仮称)南部コラボセンターの整備、南部のまちづくりなど、幅広くお伝えすることを心掛けてまいりました。

この2月で、予定しておりました個別説明会は全て終了いたしました。必要に応じてさらに周知に努めるとともに、これまでに伺った意見等を参考にしながら、また引き続き関係部局と緊密に連携しながら、さらに検討を進め、計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

学校再編についてはほぼ構想としては説明を終えたということかと思えます。建設予定地の関係からも学校再編が進まなければコラボも進められない関係であり、そういう意味ではコラボよりも少し先に進んでいくということで理解しておきたいと思えます。今後はより具体的な中身となる計画の策定に取り組まれるということですが、一貫校は仮校舎を設定していくことから、施設建設が終わった後の本格実施とでは子供たちが通う学校の場所が変わることが想定されるため、より多くの懸念する声が出てきている印象を受けます。それらの声にどうこたえていくのか、説明責任を果たしていくのか、今後、時間を意識しながらも丁寧に進めていただくことを要望いたします。

【(仮称)南部地域活性化構想について】

(一問目)

南部地域は市内でも少子高齢化の進展が早く、様々な課題を抱えており、南部コラボ構想や庄内地域の小中学校再編、住環境整備など、関連しつつも分野ごとに取り組みが進められているという認識を持っております。現在進んでいる、南部コラボや小中学校の再編に関する住民説明会などにおきましても、南部地域の未来像を示してほしいといった趣旨の声が市民から出されております。今回、施政方針のなかで策定していくことを示された「南部地域活性化構想」ではどのような分野的範囲を持ちながら策定されていくのか、南部地域の未来像を示すものになるのか、現時点での方向性や構想の受け持つ範囲についてお聞かせください。

<答弁>

南部地域におきましては、現在、まちの防災性向上や子どもの生活・学習課題など、地域を取り巻くそれぞれの課題に対応した取り組みが進められています。

これらの取り組みは、分野ごとに進められていることもあり、市民の皆さんには、施策の関連性が分かりにくくなっています。

南部活性化構想では、これまでの取り組みの総括を行うとともに、地域の特性や社会環境の変化に伴う課題を整理したうえで、南部地域におけるまちづくりの方向性を示していきたいと考えています。

構想には、「子ども」「にぎわい」「安心・安全」を基本テーマに、中長期的な視点に立って、ハードに関わる施策だけでなくソフト施策についても併せて取りまとめる予定です。

(意見・要望)

施策の関連性やソフト、ハードも含めた中長期的なものであるということは理解できましたが、おそらく出来上がるものとしては少し抽象的なもので市民にはわかりにくいものになるのではないかと思います。今後この構想に基づく具体的な計画などで示されるものなのかもわかりませんが、市民からすればじゃあそのために具体的に何をやるのかということろまで踏み込んだ内容になればイメージもしやすいものになるのではないかと思います。今後、そのあたりも念頭に置きながら、市民にとってわかりやすい、イメージしやすいものを作っていただくことを要望いたします。

現在進められている、南部コラボや学校再編においては特に庄内地域への影響が大きく、とりわけ庄内西部地域の方々からの不満とも言える声が少なくありません。学校再編によって空いてくる学校用地の今後の使い道や、神崎川公園基本構想、阪急神戸線神崎川駅が抱える課題をこの際に解消していく取り組みも同時に進めていくことができれば市民の理解も得やすいのではないかと意見しておきます。

【国有地の払い下げについて】

(一問目)

平成21年に国より払下げを受けて、整備した野田中央公園ですが、取得の経緯について教えてください。また、その購入の範囲や財源構成について、公園整備に要した費用を教えてください。現在、隣接地で私立小学校が建設されていますが、当時、当該土地については購入の意思はなかったのか教えてください。意思の有無にかかわらず当該土地については国とどのような話があったのか教えてください。

<答弁>

ただ今の「国有地払い下げ」のご質問にお答えします。

市としましては、平成8年に事業計画が認可された野田地区整備事業において、点在していた国有地を穂積菰江線を挟んで東側と西側に換地を行い、国から無償で借地して、近隣公園を整備したいという思いがございました。

しかしながら、平成18年に国より、平成22年度までに市が買い受けなければ一般に売却する旨の通知がなされ、このため、財政非事態宣言が出されていた当時の市の財政状況を勘案しますと、東西の両側とも公園が整備できない可能性もありましたが、西側は断念せざるを得なかったものの、何とか東側だけは平成22年3月10日に財務省近畿財務局より購入することができ、災害時には広域避難地として、市民の皆様が活用できる災害用マンホールトイレやかまどベンチ等の機能を備えた公園として、整備を行ったものでございます。

次に、面積 9,492.42 m²の用地の売買契約は、1,423,863,000 円ですが、最終的な市の負担は、21,243,000 円となっており、「住宅市街地総合整備事業補助金」711,930,000 円及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」690,690,000 円の合計 1,402,620,000 円を国から補助金として受取っております。

最後に、公園整備に要した費用は、230,311,924 円であります。市の負担は、172,585,924 円となっており、こちらも「住宅市街地総合整備事業補助金」を国から57,726,000 円を受け取っておりますが、加えて土壤汚染措置法対策に係る賠償金として、23,282,700 円を別途受取っております。

なお、西側の国有地につきましては、平成25年6月にも、国より市へ再度の買受の意見照会がございましたが、財政状況等を勘案し市で用地所得は断念しているものでございます。

(二問目)

答弁はよくわかりました。そもそも国が立ち退きを進めてきたわけで、東西一体的に公園として整備されるべきでしたが、国の事情で売却となり、市は断腸の思いで東側のみを購入しました。平成25年に再度買受の申し入れが豊中市にあったとのこと、財政非常事態宣言を解消した年度でもあったわけですから、無理をしてでも購入しておくべきだったと言わざるをえません。今般の報道によると、隣接地の国有地がm²単価10万円程度で払い下げられたことがわかりました。しかしながら、本市の取得単価は15万円であったと

記憶しています。これについて、市はどのような鑑定を行って取得に至ったのか、算出根拠も踏まえて教えてください。また、土地を評価する購入時点において、地下に埋もれているゴミの存在を認知していたのでしょうか、市の見解を求めます。

<答弁>

野田中央公園の土地に関する鑑定の内容ですが、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、平成22年2月に報告を受けております。

鑑定評価におきましては、当該土地の外周から、名神高速道路に瀨敷いている北側を除く3方向に対して、約50メートルまでの範囲を「近隣地域」とされておりまして、したがって、この「近隣地域」には、当該土地の西隣に国有地も一部含まれております。

そして、近隣地区における標準地価格を1㎡あたり17万9千円と決定、これに当該土地の規模や形状といった要因を加味して、その鑑定評価額を1㎡あたり15万円と決定されたものです。市はこの鑑定評価額に基づいて、当該土地の所得を行いました。

地下に埋もれているゴミについては、鑑定評価額に用いられている土地利用履歴調査の結果からも、その存在を認識しておりません。

(意見・要望)

この件はマスコミの一方的な報道によって、事実が正確に市民へ伝わっていません。また、豊中市が土地を購入する際にはしっかりと複数から鑑定をもらうことが必要だと思います。職員自身が不動産鑑定士資格をもつことも検討すべきですし、少なくとも過去の土地利用を共有できるようなデータベースが必要と考えます。隣地との取得単価の差は、豊中市が先んじて公園整備をしたことをきっかけに地下に埋もれているゴミが発覚したため、後に売却された隣地では鑑定評価に斟酌(しんしゃく)された可能性があります。地下に埋もれているゴミの存在を知らされずに購入したわけですから、野田中央公園が遠い将来、開発されるような事態になった場合、豊中市は莫大な廃棄物処理費用が必要になる運命にあります。こうした問題は、国有地の払い下げ全般にわたる問題であり、豊中市だけのことではありませんので、国に対して、瑕疵担保責任を求めていくことを強く要望します。

【自衛隊豊中駐屯地跡地について】

（一問目）

自衛隊豊中分屯地跡地において、国有地を借地して事業者によって保育所整備がなされるという話が以前ありましたが、進捗状況を教えてください。

＜答弁＞

国有地を活用した保育所整備として自衛隊跡地での保育所整備について、近畿財務局と協議を行っている旨、平成28年9月の本会議の際にご答弁したところです。その後、協議を進めていく中で、保育所整備をする予定の場所の選定に不測の日時を要したうえにその一部に土壤汚染が確認されたことや、建設工事等に想定以上の日数がかかることが判明したことなどから、選定した社会福祉法人より本市が指定する平成30年4月の開園が間に合わないとの申し出がありました。このことから、まことに遺憾ながら、平成28年12月下旬に近畿財務局に当該用地での保育所整備の取り下げを行いました。

（二問目）

自衛隊跡地において汚染土壤の除去が行われたが依然として残有しており、借地による保育所整備も頓挫したことは残念です。現在、報道されている野田町の私立小学校と同じ要領で国有地の払い下げをお願いすれば、安価に購入できるのではないのでしょうか。国に対して、購入価格を含めた買取交渉をすすめてはどうかと考えますが、市の姿勢を教えてください。

＜答弁＞

ご質問の自衛隊跡地に関わらず、土壤対策が必要な土地について、土地の評価額から除去に必要な費用が減額された場合でも、購入者がその除去を行う必要があります。

そのため、別途、除去費用が必要となり、土地の所得に必要な費用は変わらないものと考えております。

購入後の活用目的が定まっている土地につきましては、適正な価格で購入してまいります。

（意見・要望）

国有地払い下げがずさんに行われ、豊中市は風評被害を受けています。その代償として、国有地の払い下げについてはしっかりと市もチェックする必要があります。4万㎡が一括売却され、大規模な開発が行われることは周辺に大きな影響をもたらします。一部分でも無償提供ないし安価に購入し、緑地帯を設けることを提案しておきます。

【野田町の私立小学校予定地について】

(一問目)

現在、マスコミを騒がせ市民の関心が高くなっている野田の私立小学校予定地についてお伺いいたします。まずは、この予定地のこれまでの土地利用の履歴、国有地となった経緯、土壌汚染が見つかった経緯と顛末について時系列でお聞かせください。また、豊中市の権限でかかわることとして土壌汚染とは別に産業廃棄物の問題がありますが、現在マスコミをにぎわせている産業廃棄物についてはどのような状況か詳しくお聞かせください。

<答弁>

ただ今の「野田町の私立小学校予定地」の土地利用の履歴、国有地となった経緯についてのご質問にお答えします。

当該地は、昭和30年頃は、田んぼや畑などの農地が広がり、池や沼もあったものと考えられます。

その後、昭和40年代の高度経済成長期に長屋やアパート並びに戸建住宅などが数多く建設され、木造密集住宅地が形成されました。

また、大阪国際空港への航空機の進入路直下にあり、航空機騒音が激しかったことから、昭和49年頃より国の航空機騒音対策といたしまして、国が、所有者から土地・建物を買上げる移転補償事業が進められ、その結果、移転跡地が散在する状態の街並みとなっております。

このため、平成8年度から土地区画整理事業を実施し、散在していた移転跡地を換地し、穂積菰江線を挟んで東西2か所に国有地が集約されたものでございます。

ご質問のうち、土壌汚染及び産業廃棄物に係るご質問についてお答えします。

まず、土壌汚染についてのご質問についてお答えします。

平成25年4月9日に、国土交通省の大阪航空局長から、自主調査を行い、鉛と砒素の土壌汚染が確認されたとして、土壌汚染対策法第14条第1項の規定に基づき、本市に区域指定の申請がありましたので、その内容を確認し、同年4月26日に、同法第11条第1項の規定に基づき、敷地全体約8,770平方メートルのうち、約470平方メートルを形質変更時要届出区域に指定しました。

その後、学校法人森友学園から土壌汚染対策法に基づき、平成27年7月31日に形質変更時要届出区域内における土地の形質変更届書と、汚染土壌の区域外搬出届出書が提出され、これらに基づき、区域指定されている部分の汚染土壌を掘削除去し、同年10月16日に工事終了報告書と措置完了報告書が提出されました。

その内容を確認した上で、同月26日に区域指定の全部を解除しましたので、土壌汚染対策法による措置が完了し、汚染のおそれがないと認められる土地となっております。

次に、産業廃棄物についてですが、今回の一連の報道等を受け、本年2月27日に工事施行者から事情聴取した後、現地確認した結果、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物保管基準の一つである保管場所である旨等を表示した掲示板が設置

されていなかったため、掲示板を設置するよう指示し、翌日の現地調査において産業廃棄物保管基準に係る掲示板が設置されていることを確認したところであります。

なお、現時点では、廃棄物を埋め戻したと判断できる事実は確認できておりません。

引き続き、保管されている産業廃棄物が適正に処理されるよう指導・監督してまいります。

(意見・要望)

現状、市民の方からの声でも、土壌汚染と廃棄物が見つかったことが混同されており、ご答弁から土壌汚染については解決済みであると認識いたします。

一方、廃棄物については、保管場所の掲示板が設置されていないことについては指導され、設置が確認されたとのことではありますが、今話題となっている埋め戻しについてはまだ確認できる状況ではないと認識いたします。当該地が昭和30年代ごろまでは池や沼地であった可能性もあり、その当時の倫理観や社会常識は明確にはわかりませんが、様々なものが投棄されていた可能性もありますので引き続き、市民の安心安全の為にも厳格な指導・監督を要望しておきます。あわせて、おそらく市民からの問い合わせも市にたくさんあるのではないかと推察いたします。ホームページを活用するなどして情報提供も丁寧にしていただくことを要望しておきます。

【第2学校給食センター工事について】

(一問目)

第2学校給食センター工事についてお伺いたします。

現施設の老朽化に伴い新たに建てるのが必須となった第2学校給食センターであります。が、予定地から想定外の埋設物が見つかりそれら进行处理しなければ建設工事を進められないことから、総額約14億円もの対策費用が予算として計上されるに至ったわけでありませう。まずはこれまでの経緯についてご説明ください。併せて、対策費用の責任の所在についてもご説明ください。さらに、土壌汚染については調査されたのかどうかお聞かせください。

<答弁>

当該予定地は、平成27年3月の豊中市議会定例会において、用地所得費のご承認を頂き、同年6月に新関西国際航空株式会社から売買価格7億7148万8190円で購入しております。

昨年6月～7月にかけて、地盤調査のためのボーリングを6か所実施した所、全ての地点でコンクリートガラ等の産業廃棄物が見つかりました。

そのため、9月の試掘調査を15カ所行いましたが、同様に全ての地点から産業廃棄物が確認され、うち1カ所からは、非飛散性石綿含有の波型スレートが出土しました。

こうしたことから、整備事業用地のゼロベースの見直しや、当該用地で整備を続行する場合の産業廃棄物の適正な処分について、工法や工期、撤去費用など関係部局と検討するとともに、売主への対応について、弁護士への相談を行いました。

昨年12月には、本体工事への着手が遅れることから、建設事業の債務負担行為の補正をご了承頂くとともに、建設予定地から産業廃棄物が出土したことを、一報として地元の方々にお知らせしました。

本年1月、庁内会議において、全ての産業廃棄物を撤去、処分するという基本的な処理の方向性を定め、2月に売主に対し、当該用地で産業廃棄物が出土したことについて、試掘調査の結果や産業廃棄物の処理方法と費用等について説明することなど、協議を始めております。

対策費用につきましては、民法717条にいう「土地工作物の所有者責任」を考慮しますと投棄者の特定が出来ない中で、現時点での当該用地の所有者は豊中市であることから、市が撤去せざる得ないものと考えます。

今後は撤去工事と並行して、撤去費用の負担について、売主と協議を継続的に行うこととなっております。

なお、土壌汚染の調査につきましては、土地利用の履歴調査の結果、当該用地は土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地と判定されていたことから、土壌汚染状況調査の必要性はないと考えておりました。

今回、様々な産業廃棄物が埋設されていたことから、産業廃棄物の処理が完了した時点で、土壌の汚染状況を確認するために土壌汚染対策法に準じた調査を実施することとしております。

(二問目)

土壌汚染について、産業廃棄物の処理が終わった段階で調査を行う方針だということですが、仮に土壌汚染が確認された場合、さらにそこから汚染土壌の除去を行い、その後建設工事にかかるという手順になろうかと思えます。現在の原田学校給食センターの状況を考えてもこれ以上新センターの建設が遅れることは避けたいところではないかと思えます。今後様々な手法も検討しながらできるだけ早い工事の着工を要望しておきます。

産業廃棄物について、その撤去は理解しますが、そもそもこの土地は空港騒音対策の移転補償跡地で、新関西国際空港株式会社が設立された際、国から現物出資として新会社へ引き渡されたものであり、その後の使用履歴から考えても国が責任をもって廃棄物を処理しておくべきだったのではないかと考えます。市として、国に対して廃棄物処理費用の負担を求めていくべきではないかと考えますが市長の見解をお聞かせください。

<答弁>

廃棄物の処理の負担につきましては、売買契約の相手方である新関西国際空港株式会社に対して、瑕疵担保責任を問うべきものだと考えております。

国については、新関西国際空港株式会社との関係において整理されるべきものであります。

今後、新関西国際空港株式会社との協議を進めていく中で、国に対しても適切に対応していただくよう要望してまいります。

(意見・要望)

市長のご答弁を力強くそして重く受け止めておきたいと思えます。14億円という対策費用がどのぐらいの額なのでしょう。平成29年度一般会計の時間外手当の予算が約9億3000万円ということですから、あり得ない話ですが、職員さんがサービス残業をおよそ1年半しなければ捻出できない額です。議会で例えるなら、議員全員がおよそ3年間ただ働きしないと捻出できない額であります。我々の任期はあと2年ほどですから報酬を全額返上しても賄いきれない額です。ですから、きっちりと結果を出していただきたい。費用負担について、国に道義的責任を果たしてもらうよう全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

【悪質商法・詐欺被害について】

（一問目）

この問題についてはこれまでもたびたび取り上げ、豊中市民が被害者にならない、また、こうした被害を撲滅させるために行政や議会に何ができるか、何をしなければならないかについて取り組んでまいりました。しかし、関係者の努力もむなしくこの種の事件や被害者が後を絶ちません。大阪府警が発表した直近の資料によると、北摂の中でもわが豊中市は多くの被害者を出し、虎の子の老後資金をだまし取られる人たちも出ています。その内容については古典的な悪質商法よりはむしろ詐欺犯罪が増加し、オレオレ詐欺に代表される振り込め詐欺や微妙な人の心理を逆手に取った手口も見られます。また、これまで振り込め詐欺には相対的に強いと言われてきた大阪人にとって還付金詐欺に多くの被害者が出ているのも皮肉な現実となっています。そこでお聞きしますが、これらの現状についてどのような感想をお持ちか。直近5年間の相談件数とその内容の詳細についてお聞きします。また、結果として被害を抑え込めない現実をどのように分析し今後の対策に当たろうとしているのかについてもお聞かせください。

＜答弁＞

豊中市内で多くの特殊詐欺被害が発生していることは、非常に遺憾であり早急な防止対策が必要であると認識しています。

直近5年間の消費生活相談の件数については、平成23年度及び24年度は、2,517件、25年度は2,954件、26年度は2,926件、27年度は2,945件となっております。

相談内容は、アダルト情報サイトや、デジタルコンテンツに関する架空請求メールなどが最も多く、この傾向は今年度においても変わらず増加しています。

特殊詐欺や悪質商法による被害防止には、他人事ではなく自分にも起こりうるものと意識することが最も重要と考えており、そのためには、その手法などを具体的に知っておくことが効果的であると考えています。さらに、悪質な手口はさらに手の込んだものとなってきていることから、日頃から不安なことや怪しいと感じたことを誰かに相談できる環境づくりが必要であると考えています。

市としては、昨年11月に市の広報誌で特集を組みましたが、次年度においては全世帯を対象とした啓発を予定しています。また、地域での見守りとして、地域福祉ネットワークにおいて高齢者等の消費者安全確保の取組を進めてまいります。

いずれにしても、還付金詐欺や架空請求詐欺は犯罪であり、高齢者をはじめとした市民の財産を不当に奪うものであり見過ごすことはできないものであるため、各部局や警察をはじめとする関係行政機関との連携を図るとともに、介護事業者などの民間事業者、地域の方々との連携・協力を進めて、様々な機会や手法を用いて特殊詐欺等の被害防止対策を実施してまいります。

（意見・要望）

こうした憎むべき犯罪から市民を守るのは我々の使命です。被害者数や被害金額が増え

続けることは被害者自身の生活を壊すだけでなく家族にとっても深刻な事態を招きます。また、まわりまわって豊中市の民生費負担の増加という形でも影響を受けることになり、この問題は豊中市や豊中市議会にとって犯罪者集団との戦争でもあります。豊中市内では仕事がしにくい、効率が悪いという強烈な認識とメッセージを犯罪者に与えることが重要です。これまでも悪質商法・詐欺被害者の相談や対策に取り組んできましたが、まずは被害者にならない工夫、被害にあっても取り返せるものについては最大の努力をすることが大切です。

いくつもある予防対策の中で、最大のツールとして使われる電話について意見を申し上げます。特に被害が多発している一人住まいの高齢者についてはしっかりとした対策を講ずるべきで、知らない相手とは長々と話をしないし情報も与えない。家族や友人・知人、かかってきてもよい相手先電話番号をあらかじめ登録設定し、その他についてはブロックする。また、電話がかかってきた場合に録音されることのアナウンスが出る電話機を使用するなど、いくつもの方法があります。こうした犯罪防止に有効な方法についてはご本人のみならず、民生委員や校区福祉、関係事業者との連携や見守り、地道な努力を積み重ねることが大切です。答弁にあった通りの強い意志をもってこの問題に取り組み確実な成果につなげていただくようお願いしておきます。

【見守りカメラ事業について】

(一問目)

見守りカメラ事業は、平成28年度及び29年度の2か年事業で、今年度は600台設置する計画であったと思いますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

<答弁>

見守りカメラは、地域で防犯活動をしておられる方々や、子どもの見守り活動を行っておられる方々のご意見を反映し、防犯効果が高い場所や見守りの必要な場所を選定していくことが重要であるため、平成28年度は、地域説明会と設置場所に関するワークショップの開催を最優先に取り組み、2月末現在、34校区で説明会等を開催し、このうち30校区で設置場所に関する地域意見がまとまりました。

設置については、設置場所の地域意見がまとまった校区から、順番に現地調査を行い、設置が望まれる電柱等を選定し、使用に関する手続き、いわゆる共架申請を9月から行って参りました。この共架申請には、2か月から3か月を要し、11月下旬に設置可能な電柱が明らかとなったため、カメラの設置にかかる発注を行うこととしましたが、本市が発注する仕様の見守りカメラは受注生産となり、当初予定していた600台を今年度中に納品・設置することが困難となりました。このため、年度内に設置可能な171台について設置工事を行う予定です。また、今年度設置できなかった見守りカメラについては、次年度に明許繰越をし、設置したいと考えております。

(二問目)

今年度は、カメラの生産台数の課題から、171台の設置にとどまるとのことですが、早期に多くのカメラを設置することが行政の使命と考えます。そこで質問いたしますが、メーカーを1社に絞らず、多くのメーカーのカメラを設置するのであれば、今年度もっと多くの台数を設置できるのではないかと考えます。なぜ、同一機種でなければならないのかお聞かせください。

また、今年度設置される171台のカメラは、12校区に設置されると聞いております。もともと、1校区平均30台の設置と聞いておりますので、校区ごとに設置していくとすれば、設置可能な校区はおよそ6校区となるはずですが、12校区に設置するという事は、まばらに設置していくことになり、校区ごとにまとめて30台設置していくほうがコストも安く済むのではないかと考えます。なぜ、そのような設置の仕方になるのかお聞かせください。

最後に、翌年度に繰越となる平成28年度予算分のカメラの設置の目途と、29年度予算分の設置にかかるスケジュールをお聞かせください。

<答弁>

3点のご質問にお答えいたします。

1点目の同一機種である必要性についてですが、2か年で設置する1230台すべてが、必ずしも同一メーカー同一機種である必要はないと考えますが、様々なメーカー、複数の

機種が入りますと、データの管理や提供の際に使用するシステムが異なり、運用面で煩雑となりやすく課題が多いと言えます。このため、少なくともひとつの賃貸借契約の中では、同一の機種であることが望ましいという判断をしたものでございます。

2点目の校区ごとにまとめて設置を行った方が安価ではないかのご質問ですが、電柱等への共架申請は、電力供給やメンテナンスなどの都合から、申請しても設置許可が下りない場合があります、そのような場合には、ワークショップでのご意見をできるだけ反映できる他の設置場所がないか再度調査をし、改めて共架申請を行う必要がございます。本市としまして、出来る限り校区ごとに設置していくことが望ましいと考えておりますが、校区に設置するカメラすべての設置許可が下りてから設置を始めることとなりますと、さらに多くの時間を要することとなりますので、既に許可が下り、設置工事が可能となった箇所から設置していくこととしたものです。

3点目の今後のスケジュール等ですが、平成28年度予算で、次年度に繰り越しを行い設置するカメラについては、4月からすぐに賃貸借契約の準備を行い、9月までには設置工事を行っていけるよう事務を進めて参りたいと考えております。

また、地域説明会及び設置場所に関するワークショップが未実施の校区は7校区ありますが、今後、防犯協議会等関係団体と連絡・調整を図り、早期に開催できるよう努めるとともに、今年度1回目のワークショップでは、地域意見がまとまらなかった4校区についても、次年度、改めて2回目を開催して参ります。

平成29年度予算分については、12月までには手続きを終え、年度末までに設置工事を完了できるよう、進めて参りたいと考えております。

(意見・要望)

市長の肝いりの施策である見守りカメラの設置については、これまで危機管理課の限られた人員で地域に出向き、行政主導でなく地域の各関係団体の参加のもと説明会を開催し、また、設置場所の選定のためのワークショップを開き、地元合意のあったところから事業をすすめるようになったことは十分に理解し、非常に丁寧な取り組みと敬意を表します。29年度中に1230台の完全設置が実現できるよう期待しておきます。

【救急車の適正利用について】

（一問目）

救急車の適正利用について伺います。救急車の出動数が増加し続ける中、総務省消防庁は不急の出動を減らし、効率的な運用につなげることを目的に、必要性が低い救急車の利用実態を調べる方針を固めたとの報道がありました。

現在、消防局で行っている出前講座等での配布資料の中には、「救急車は緊急時のために！！救急車の適正利用にご理解とご協力をお願いします！！」との記載もありますが、緊急搬送される方の中には軽症者もあり、軽症者による救急車の利用が増えることで、結果的に重症者の受け入れが困難になることから、国では、軽症者のみを対象に救急車の有料化も検討しているようです。

そこで、何点か伺います。現在の豊中市の救急体制及びここ数年の救急搬送者数と軽症者の緊急搬送者数の推移を教えてください。また、消防局の考える「救急車の適正利用」ではないケースとは具体的にどういったものなのか教えてください。

＜答弁＞

本市の救急体制についてでございますが、高規格救急自動車11台を配置し、1台あたり、救急救命士を含む救急隊員3人が乗り組み、救急業務に従事致しております。

次に、本市の救急搬送者数及び軽症の搬送者数についてでございますが、平成26年の搬送者数が18430人で、軽症は11078人、平成27年の搬送者数が19165人で、軽症は11523人、平成28年の搬送者数が19780人で、軽症は12166人で、増加傾向となっております。

また、「救急車の適正利用」ではないものと致しましては、「ご自身で病院へ行くことは可能であるが、どこの病院に行けばよいか分からず救急車を呼んでしまう場合」やどのような状態でも、救急車で病院へ行けば、待たずに診察してもらえるとの思いから、救急車を呼んでしまうなどの利用を「適正ではない」と考えております。

（二問目）

「救命力世界一」を宣言する本市として、今後も「救命力世界一」を堅持するために、現状の救急体制、救急車及び救急隊員の数は、十分と考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。そもそも消防局として、どのような基準で救急車及び救急隊員の数を決めておられるのかについても教えてください。

また、国の言うような効率的、効果的な運用を進めるため、「軽症者のみを対象とした救急車の有料化等、必要性が低い救急車の利用を抑制する対策」の必要性について、消防局の見解をお聞かせ下さい。

加えて、「救急車の適正利用」にかかる、現在の取り組みをお聞かせ下さい。

＜答弁＞

救急自動車及び救急隊員の数についてでございますが、国が示します「消防力の整備指針」に基づき、救急自動車及び救急隊員数を整備し、現状の救急需要に、適切に対応

しているところでございます。

次に、「必要性が低い救急車の利用を抑制する対策」につきましては、救急車の有料化や必要性が低い事案を判断する基準などにつきまして、考慮すべき課題も多くありますことから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、「救急車の適正利用」にかかる、現在の取り組みといたしましては、市のホームページへの掲載、ポスター掲示並びに消防訓練、救命講習の他、各種イベントでの広報を行うとともに、自身で「病院へ行った方がよいのか」「救急車を呼ぶべきか」など迷われた時に相談が出来る「救急安心センターおおさか」の利用につきましても、広く市民の皆様にご案内を行っております。

今後におきましても、引き続き、救急需要対策を推進してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

国の示す「消防力の整備指針」に基づいて、救急自動車及び救急隊員数を整備し、現状の救急需要に適切に対応しているとのことでしたが、救急搬送者数は年々増加傾向にあり、年間約2万人ものぼっています。今後も国の指針を基本としつつ、消防局として本市の救急需要に応じた救急体制の整備、救急車や救急隊員の適正配置に努めて頂き、引き続き、救命力世界一宣言に恥じない救命力環境を堅持して頂きたいと要望しておきます。さらに、国が検討している不急の出動を減らし、効率的な運用につなげることを目的に、必要性が低い救急車の利用実態に関する調査や必要性が低い救急車の利用を抑制する対策等については、国の動向をしっかりと注視し、適切な対応を要望するとともに、今後も救急需要対策を積極的に行うことを要望しておきます。

【分煙化の取組みについて】

（一問目）

分煙化の取組みについて伺います。まずは、受動喫煙による健康被害に対する市の見解を教えてください。次に、これまで市として市有施設における分煙化や禁煙化の取組みは、どのような意図、目的で、どのような形で進められてきたのでしょうか。また、現時点で、どの程度、進んでいるのでしょうか。

＜答弁＞

受動喫煙による健康への影響についてですが、平成28年8月、厚生労働省において「喫煙の健康影響に関する検討報告書」が取りまとめられました。いわゆる「たばこ白書」ですが、このなかで、たばこの健康影響について、受動喫煙においても肺がんや虚血性心疾患、脳卒中など幾つかの疾患について相当の因果関係があるとの報告がございました。

このほか、国内の研究機関からも同様の報告があり、本市といたしましても、受動喫煙を通じて何らかの悪影響があるものと認識しております。

次に、市有施設における受動喫煙防止対策についてですが、本市では、平成24年4月に「市有施設受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、受動喫煙の防止対策に取り組んでまいりました。具体的には、建物の形状を有する市有施設や市管理施設、屋外競技場において、受動喫煙防止対策として「建物内喫煙」の措置を講ずるものとし、施設の様態や利用者のニーズに応じて「敷地内禁煙」とすることも可能としております。

本ガイドラインを踏まえ、平成25年度には、全ての市有施設において、「建物内禁煙」等の防止措置が講じられたところでございます。

今後につきましても、各施設での防止措置について確認しながら、ガイドラインに沿って適切に対処してまいります。

（二問目）

現在、豊中駅、千里中央駅、庄内駅周辺は路上喫煙禁止区域に指定され、喫煙スペースも設置されています。禁止区域における効果及び課題をどのように評価、分析されているのでしょうか。健康増進（受動喫煙防止）及び美化推進の観点から、その他の駅周辺での禁止区域の指定や喫煙スペースの設置、さらには、公園等での分煙化を積極的に行い、屋外においても分煙化をより一層進めるべきではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。加えて、屋外での分煙化ということでは、駅周辺だけを路上喫煙禁止区域に指定されていても、駅周辺以外での歩きたばこや路上喫煙が散見され、市民からは、たばこのおいに対する不満やたばこの火に対する不安、ポイ捨てに対する怒りの声をしばしば伺っており、駅周辺以外での歩きたばこや路上喫煙の防止にも力を入れるべきではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。そもそも屋外における分煙化は、どの程度まで必要と考えておられるのでしょうか。さらに、いつまでにどの程度までの分煙化を実現するといった計画は策定されているのか、教えてください。加えて、屋内における分煙化についてもより厳格かつ徹底して進めていくべきと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まず、路上喫煙禁止区域の効果につきましては、毎年継続して行っている実態調査から、路上での喫煙者が年々減少しており、また、その相乗効果により、たばこのポイ捨ても減少しているところでございます。しかしながら、路上喫煙禁止区域内におきましても、ごく少数人数ではありますが、いまだに路上喫煙者がいることから、関係部局と連携を図りながら、今後も継続した指導・啓発などを実施してまいります。

次に、3駅以外の駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定でございますが、まずは、現在、禁止区域に指定していない庄内駅西側周辺の指定を優先課題として取り組んでおり、3駅以外の駅周辺についても、条例による効果が表れていることから、現段階では3駅以外の駅への拡大は、考えておりません。

また、喫煙スペースの設置につきましても、路上喫煙禁止区域の実効性を確保する手段の一つとして設置していることから、路上喫煙禁止区域外に設置することも、考えておりません。

しかしながら、3駅以外の駅周辺につきましても、喫煙マナーの向上を図る必要があると認識していることから、各駅周辺に、新たに周りの人に迷惑となる路上喫煙や、たばこのポイ捨てをしない旨の路面標示を行うとともに、引き続き、啓発活動、巡回指導等を行ってまいります。

なお、本年4月から、ふれあい緑地の大型の複合遊具がある子どもたちが集まる広場の一部において、試行的に分煙を実施する予定としております。

屋外での受動喫煙については、現在、国において、健康への影響があるとの科学的根拠は示されておきませんが、喫煙者との距離や時間など受動喫煙の程度によっては、健康への影響は否定できないものと考えています。

このことから、駅周辺など多くの人が集まる区域において、分煙化を図ることは、受動喫煙防止の観点から望ましいことと考えますが、区域内にある喫煙所周辺において受動喫煙が発生する可能性もあり、これまでの先行事例の実績や評価も踏まえながら、禁止区域の拡大については慎重に進めるべきと考えています。

なお、屋内での受動喫煙の厳格化については、現在、国において検討が進められており、国の動向を注視し、対応を検討してまいります。

(意見・要望)

まず市有施設については、市有施設受動喫煙防止ガイドラインを策定し、全ての市有施設において「建物内禁煙」の措置を講じるとともに、屋外競技場、小中学校の校庭や保育園、幼稚園の園庭なども敷地内禁煙の措置を講じておられることは高く評価します。

また、屋外における分煙化については、豊中駅、千里中央駅、庄内駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、路上での喫煙者やたばこのポイ捨てが減少していることも評価します。ただ、未だに喫煙者がいることも事実ですし、市民の方から未だに歩きたばこに対する不安や路上喫煙者の煙の臭いに対する不満の声があるのも事実です。そういう点では、「3駅以外の駅周辺での路上喫煙禁止区域の指定拡大は考えてない」との答弁は、非常に

残念です。さらに、健康福祉部長の答弁で「屋外での受動喫煙については、喫煙者との距離や時間など受動喫煙の程度によっては、健康への影響は否定できないものと考えている」、さらには、「駅周辺など多くの人が集まる区域において、分煙化を図ることは、受動喫煙防止の観点から望ましいことと考える」とあったにもかかわらず、「区域内にある喫煙所周辺において受動喫煙が発生する可能性などから、禁止区域の拡大については慎重に進めるべき」との答弁は、極めて消極的な姿勢や対応と言わざるを得ません。美化推進の観点ではかなりの改善が見られますが、受動喫煙禁止、健康増進の観点では、より一層、取組みを進めて頂く必要があります。加えて、市有施設受動喫煙防止ガイドラインでは、屋外においても利用者のニーズに応じて「敷地内禁煙」とすることを可能としており、さらには、本年4月からは、地域住民の要望を踏まえて、美化推進の観点というよりも、子どもの安全面や受動喫煙による健康被害を考慮して、ふれあい緑地の広場の一部を禁煙にすることが予定されており、是非とも、市として、今後は、より一層、健康増進や子ども等への安全対策の観点で、屋外における分煙化を進めて頂きたい、とりわけ、駅周辺における路上喫煙禁止区域の指定拡大に積極的に取り組んでもらいたいと強く要望しておきます。

【認知症対策について】

(一問目)

認知症患者の増加が社会問題となるなか、認知症に対する正しい理解を普及するとともに、認知症患者に対するサポート体制を構築していくことが急務となっています。豊中市における認知症サポーターの人口比率が他市に比較して小さいことはこれまでの議会でも指摘をしてきましたが、その後の取り組みについて、教えてください。

認知症患者に対するサポート体制として、豊中市は社会福祉協議会と協力して、早くから徘徊SOSメールを構築してきました。すでに1400余名の登録者数と聞いており、一定の評価はしています。しかしながら、スマートフォンの普及によって、通信手段もメールから各種アプリへ変化し、技術の革新に伴って徘徊者をいち早く発見する仕組みは改善できるのではないかと考えます。徘徊者を早期に発見することは、身の安全確保はもとより、冬場であれば生死にも関わってきます。そこでお尋ねしますが、現在の徘徊SOSメールの課題とあわせてサポート体制の現状について、市の問題意識をお聞かせください。

<答弁>

本市内におけます認知症サポーター養成の取り組みにつきましては、認知症キャラバンメイト連絡会主催のフォローアップ研修会開催など、メイトの活性化により、平成28年12月現在で1万2746人となっております。全人口に対する割合は平成28年6月末から0.4ポイント増の3.2%の状況となっております。引き続き、養成講座を担うキャラバンメイトの活性化を図る中で認知症サポーターの増加に向けた取り組みを進め、認知症に対する理解促進と支え合いの地域づくりに努めてまいります。

携帯電話のメール機能を活用して、徘徊高齢者の情報を、あらかじめ登録された協力員に配信して、可能な範囲で捜索の協力をお願いする徘徊SOSメール事業につきましては、平成29年2月現在で、1410名の協力者に登録いただいております。課題としては、より一層の登録者の拡大や、夜間や休日における対応と考えております。また、今後はQRコードの読み取りにより徘徊高齢者の身元確認を行うといった、スマートフォンのアプリケーションを活用した発見機能の検討も必要と考えており、引き続き、介護者家族の会や警察など関係機関と協議を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

認知症への理解は一朝一夕には進まず、地道に広げていかななくてははいけません、しっかりと歩みを進めていただけますよう、よろしくお願い致します。他市の事例も研究しながら、時代にあった仕組みづくりをお願いしておきます。

【産後ケア事業について】

（一問目）

市長の施政方針によりますと、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、健診等により産後初期段階における母子に対する支援の強化として、施設において宿泊型サービスを実施されようとしていますが、具体的にどのような場合、どのような方が対象となるのかお聞かせください。

＜答弁＞

産後ケア事業につきましては、過去の市民アンケート調査の結果から、ニーズの高かったアウトリーチ型を実施してまいりましたが、次年度からは、退院後間もない母子に対しての支援を更に強化し、産後も安心して子育てができるより多様なニーズに対応した支援体制と致しますため、宿泊型とデイサービス型を新たに実施いたします。対象者と致しましては、産後に家族等から十分な援助を受けられず育児不安のある産婦や、産婦健康診査の結果から心身のケアや育児サポート等を必要とする乳児とその母親を考えておりますので、よろしく願いいたします。

（二問目）

次年度の新たな産後サポートとして宿泊型サービスに取り組まれることは、わが会派として提案させていただいたこともあり評価させていただきます。それでは、対象者はどのような手順で申し込みを行い利用に至るのかお聞かせください。

＜答弁＞

対象者の選定や申込みの受付等につきましては、対象者への適切な支援を提供するため、市が窓口となり医療機関と調整を図ってまいります。

現在、妊娠届出時に専門職による全数面接を行い、健康状態や支援者の有無を聞き取りながら、生活環境の準備等出産後を見据えた相談に応じており、産後、家族等からの支援が得られない妊婦には、早期にこの事業の情報提供を行います。さらに、産婦健康診査において、休養が必要である、または家庭での養育を安定して行うことが困難と判断された産婦について、本人からの相談、及び医療機関からの情報提供を受け、保健師や助産師等の専門職がこの事業につなげてまいりますので、よろしく願いいたします。

（三問目）

どのような施設に委託をする予定なのか、また予算から利用人数は何人ぐらいを予定しているのかお聞かせください。

＜答弁＞

出産後間もない時期を想定しているため、参加医療機関に委託を行い実施いたします。事業の詳細と致しましては、参加医療機関の空きベットを活用する等により、利用者を宿泊

または、日帰りで休養の機会を提供すると共に、助産師や看護師等が母体の管理や乳房の手当等心身のケアや育児手法の指導、食事の提供を行う内容となっております。

利用人数につきましては、支援が必要と考えられる産婦の現状から約60人を対象としておりますので、よろしくお願いいたします。

【ゆかりある国際交流について】

(一問目)

豊中市とサンマテオ市は姉妹都市提携 50 年を超え、少年野球交流をはじめ、高校生の交換留学、中学校や小学校の姉妹校提携など、官民一体となった国際交流が展開されています。たいへん素晴らしいことだと思っていますし、今後もさらなる飛躍を応援しています。ところで、国際交流には外交という国政課題はあるものの、多様な価値観を享受する、多文化共生を実現するためには、様々な国との交流が必要となってきます。そこで、豊中市にゆかりある外国との国際交流に目を向けてはどうでしょうか。例えば、市議会議長も務めた西村真琴氏と鲁迅の友好が三義塚に記されており、日中友好協会が精力的に活動されています。また、本市には政令市・特別行政区を除けば日本で唯一の総領事館があり、日露協会が活動されています。こうした本市にゆかりある諸外国と交流することについて、市の見解を求めます。

<答弁>

本市では、多文化共生指針の取り組みの一つとして、外国人と日本人がふれあい、互いの文化への理解を深め、人と人とのつながりをより強めていけるよう、市民や市民団体、とよなか国際交流センターとの連携しながら交流の充実を図っております。

本市にゆかりのある国との交流としましては、中国やロシアをはじめ、さまざまな国々と市民レベルからの交流活動を行っている団体へ、支援を行ってきたところです。

今後も、とよなか国際交流センターを拠点施設としながら、市民が主体的に実施する交流活動を支援していきたいと考えております。

ロシア領事館との交流につきましては、これまで総領事館を会場に開かれる公式の式典や、日露友好親善を目的に活動されております団体主催のイベントなどにご案内をいただき、参加させていただいたこともございます。

今後の交流につきましては、日露間の市民レベルの交流活動への協力などを中心に、これまで築いてきた関係を大切にしながら友好と相互理解を深めていきたいと考えております。

(意見・要望)

昨年、ロシアのプーチン大統領が来日し、大きなニュースとなりました。日露両首脳はお互いの信頼を構築するため、本年は安倍首相がロシアを訪問するという報道もされています。そこで市長にお願いです、国の大きな話題にあわせて、市長も緑丘にあるロシアへ出向かれてはいかがでしょうか。おそらくニュースになると思いますし、豊中の PR になると思います。目的は「信頼の構築」だけでいいと思います、成果とかいうのではなく、本市にロシア総領事館があるということを市民に認識していただくとともに、ロシア総領事館にも社会的責任を果たし、地域社会に貢献して下さるきっかけになるかもしれませんので、よろしくお願い致します。

【観光とシティセールスについて】

(一問目)

観光とシティセールスについてお尋ねします。

人口減少社会にあって都市間競争がますます激化していくことが予想されます。住んでみたい、訪れてみたいまちとしてその魅力を打ち出していくことがいま求められています。豊中市には観光名所と呼べるような場所が正直な話、なかなか見当たらないとよく言われますが、観光そのものの概念がかつてとは少し変化してきたように思います。大阪全体としては観光名所もたくさんあり、修学旅行生もたくさん来阪されていますが、例えば、大阪にきた修学旅行生が商店街で商売の体験などをするような取り組みもあると伺っています。つまり、かつてのような名所・旧跡に単に訪れるというのではなく、体験型の観光というものが始まっています。そのように考えると、豊中でも何らかの取り組みを進めていくことが可能なのではないかと考えます。まずはこのことについて市の見解をお聞かせください。また、そもそも豊中市には観光政策や観光を所管する部署がありませんが、これらをもうけることについての見解も併せてお聞かせください。

<答弁>

昨年度策定いたしました、豊中ブランド戦略においては、様々な人がつながり、新たな視点が生まれるきっかけとなる出会いや交流、学びの機会の充実が必要であると掲げております。このため、市内企業でのものづくりワークショップや、歴史的建造物を舞台としたアート・音楽イベントを開催するなど、多くの方々に参加、楽しんでいただける、体感・体験型の様々な取り組みも行っているところでございます。

今後とも、本市の地域資源を活かし、イベントの規模や内容に工夫を加えながら、機会の創出に努めてまいります。

(二問目)

ご答弁では、都市活力部が豊中スタイルの『観光』ともいべき取り組みを行う部署であり、実際にそれを実行しているとのことで、確かに言われてみればそうなのかなとも思いました。しかし、外向けのPRとしてはまだまだこれから頑張っていただかないといけないのではないかという印象を持っております。また、豊中として目標あるいはゴールをどこに設定し、そこに向けての戦略が整えられ、実行されているかということが重要です。

先ほども申し上げましたようにこれからの都市間競争を打ち勝つためにはいかにわが街の魅力を外向けに発信していくかということが問われます。観光部門を持っているまちはそのあたりのノウハウの蓄積もあると思いますが、残念ながら本市においてはそのようなノウハウの蓄積があまりないと思われまます。ノウハウがない時にはノウハウのある所へ行って勉強してくるというのが最良の方法と思われまます。

本市の兄弟都市には沖縄市があります。沖縄県でも一般の観光客では那覇市の一人勝ちといった状況のようで、沖縄市も何もせずに観光・宿泊客などが集まる状況ではないようです。そこで現在、沖縄市では『スポーツコンベンションシティ』と位置づけ、スポーツ振興部門とも連携しながら、野球やサッカー、陸上競技、バスケットボールなどをはじめと

するプロスポーツチームから大学・高校やそれぞれの競技連盟などのキャンプ、強化合宿等の受け入れを誘致し、成果を出されています。また、修学旅行の受け入れにも熱心に取り組まれています。

繰り返しになりますが、わが街の魅力を発信していくことが重要であるという意味では観光地であるかないかは関係なく共通していることと思います。そして、取り組む姿勢やノウハウは観光部門を持っている自治体の取り組みが参考になるのではないかと思います。そこでお伺いいたしますが、双方了解のもと、本市から沖縄市へ職員を、例えば半年とか1年間といった一定期間派遣し、まちの魅力の打ち出し方を学ばせていただけたらどうかと思いますが見解をお聞かせください。

<答弁>

観光を所管する部局についてですが、平成27年度に「都市活力部」を設置し、文化、芸術、スポーツ、都市交流、空港、産業振興などの賑わいづくりにかかる施策を所管する組織を一元化しました。

都市活力部は、本市のもつ地域資源を活かしながら可能性や潜在性を引き出し、さなる魅力や価値を創出し、積極的に発信・PRすることにより、ヒト・モノ・コトの交流と集積を図ることを設置コンセプトとしており、まちの魅力と賑わいづくりを総合的に進めていく観点から、観光につながる取組みも展開しているところです。

市職員の派遣や人事交流につきましては、これまでも総務省、消防庁への派遣、教職員人事権移譲に伴う府との人事交流など、必要に応じて実施してまいりました。

職員派遣や人事交流は、業務上の有益性や人材育成の観点からも十分に精査し実施する必要があると考えます。

今後につきましても、これまでの実績等を踏まえ、取組みを進める必要があると考えております。

(意見・要望)

可能性を残していただいたことに感謝申し上げます。原則論としてはその通りですし、豊中市には優秀な職員さんが多数おられますので、そこまで長期で派遣されなくても十分勉強できるということかもわかりませんが、時としてはじっくり腰を据えて他から学ぶ謙虚さや視野を広げることも必要ではないかと意見しておきます。

【沖縄への修学旅行について】

(一問目)

兄弟都市沖縄市への修学旅行についてお伺いたします。

本市と沖縄市は、沖縄返還前に本土側の行政手法を学ぶという目的でコザ市(のちの沖縄市)から本市へ職員が派遣されたことなどから交流が本格化し、昭和49年に兄弟都市宣言が行われました。以後、主に一部の市民や行政を中心とした交流が続けてこられたという印象を持っております。そのため、多くの市民が本市と沖縄市が兄弟都市であるという事実を知らず、市職員でさえ知らない人もいるという残念な状況があります。

以前に、豊中市立中学校の修学旅行の行き先として大阪国際空港の就航先や兄弟都市沖縄市へ訪問できるよう取り組んでほしいことを要望いたしました。兄弟都市との交流にはやはり定期的な人的交流があつてこそ深まるものであり、特に子供たちが訪問すればその保護者にも豊中の兄弟都市が沖縄市であることが広く知られることになると思います。あらためて、本市の中学校の修学旅行の行き先として沖縄市への訪問を検討することについて市の見解をお聞かせください。

<答弁>

修学旅行は、各学校が、学習指導要綱及び教育目標にもとづき教育課程を編成し、特別活動の学校行事等に位置づけて実施しております。行き先につきましても、各学校が事前、事後の取組みなどの教育効果や、費用面、安全面等を含めて十分に検討して計画を立てております。特に費用面につきましては、保護者の負担軽減や就学援助費の上限額を考慮して、行き先を決定しておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

教育効果や安全面、費用面なども含めて各学校の判断で決定されているというご答弁であり、否定されたものとは認識しておりません。実際、過去に沖縄への修学旅行を実施した例があると伺っており、教育効果について問題になることはないと思ひますし、安全面についても、航空機を使うことに対する評価も過去とは違い、特に問題になることはないと思ひれます。費用面については、確かに課題として残るであろうと思ひれます。

そこで費用について一つの提案をしたいと思ひます。本市も大阪府都市競艇企業団を構成する市であり、毎年その収益から配分金を収入しています。過去10年の配分金を見ましても、平均すると単年度当たり6000万円以上の配分金を収入しています。モーターボート競走法で収益金の使途について定められていますが、その中に教育も含まれています。また、豊中市立中学校に在籍する生徒の1学年当たりの人数は平成21年以降、平均でおよそ3300人となっております。この競艇配分金を基金に積み立て、そこから毎年一人当たり1万円程度の修学旅行補助を出すことも可能ではないかと思ひます。現状でもこの収益金は教育振興のために使われていることになっているようですが、決算が終わってから結果としてこの年度はこれに使いましたという数字合わせになっており、ほぼ一般財源的な使い方をしているようで、いったい何の事業に使われているのか事前にはわからない状況にあります。競艇配分金は府内全ての自治体が収入しているわけではありまないので、だから

こそ政策的な事業などに使ってほしいと思います。併せて、中学生が兄弟都市へ訪問することによって交流が深まり、多くの市民にも兄弟都市を周知することができると思いますのでぜひ今後検討していただくことを要望しておきます。

【空港政策について】

(一問目)

大阪国際空港の活性化についてお伺いたします。

これまで空港を活かしたまちづくりということで、産業誘致などと連携しながら空港の活性化に取り組んでこられたことには高く評価をさせていただきます。

平成28年度より運営権がかわり新たなスタートを切った大阪国際空港であります。さらに大阪国際空港を取り巻く状況変化として神戸空港の運営権の移譲という話が出てきております。おそらく、現在漏れ伝わってくる話としては関西空港を含めた近畿圏の3空港の一体運用という形になるのではないかと関係者の間では予想されています。

先月、空港問題調査特別委員会において関西大学の高橋望先生をお招きして講演会を開催いたしました。その席上、先生から、「大阪国際空港と神戸空港は利用者が競合する」というお話がありました。

そこでお尋ねいたしますが、仮に神戸空港を含めた一体運用が現実となった場合、大阪国際空港にはどのような影響が及ぶと予想されるか見解をお聞かせください。

<答弁>

3空港の一体運営による大阪国際空港への影響についてであります。神戸空港運営の募集要項に示された方針によりますと、神戸空港のコンセッションは、民間事業者の創意工夫により神戸空港、関西国際空港・大阪国際空港の能力を適切に活用することで関西全体の航空輸送需要の拡大などを図り、更には関西の経済の発展に貢献することを目的に実施するとされております。

このため、仮に3空港の一体運営が実施されましても、当面は、運営会社は、現状の運用条件を前提に既存の枠組みの中で、各空港の更なる活用を図るものと考えられますことから、引き続き情報の収集に努めてまいります。

(意見・要望)

仮定の話について見解を述べることはできないという行政のスタンスは一応理解をしますが、ことが起こってから考えますという風にならないよう、ぜひ情報収集は密に、そして常に先を読んで次の手を考えておいていただきたいと思います。

神戸空港も含めた一体運営となれば、大阪空港よりも神戸空港のほうが先に国際線に開放される可能性があると考えられます。そのようなことになれば、先だつての関西大学高橋先生の見解のように、大阪空港と神戸空港は利用者が競合しますので国内線も含めた大阪空港の存在意義そのものが脅かされる可能性があります。いつまでも大阪空港を利便性の高い空港だと地元が思っている、実際にはほかの空港のほうが使いやすくなっていく可能性があり、そっぽを向かれてから慌てて何かをし始めても時すでに遅し、ということになりかねません。この変化は関西空港が開港して国際線がすべてなくなったとき以上の悪いインパクトを地元を与える可能性があります。

先ほど、沖縄への中学生の修学旅行を実現する方策を議論しましたが、例えば現在長距離路線の復活・拡充ということを10市協でも取り組んでおられますが、かつてよりも大阪空

港発着の沖縄便が少ないということは一般市民にはあまり知られていません。修学旅行に飛行機を使うとなれば座席の確保が必要になりますが、実は大阪空港発着の便数が限られているため団体で座席を確保することも修学旅行実現のための大きな課題となる可能性があります。このことは裏を返せば、中学生の保護者を中心に、大阪空港の現状に広く市民の関心を集める格好のきっかけとして使えるのではないかとことです。世論の関心を高めることで現状を変えていく、そんな戦略を描き、豊中から仕掛けていくということがあってもよいと思います。いずれにしましても、豊中として、大阪空港をどうしたいのか、そのために何をすべきなのかということを実心で考え、出来ることから実施していただきたいことを改めて要望いたします。

【高齢者のバス交通について】

(一問目)

29年度より介護予防センターとして民間活力を導入した運営になるが、センターの送迎バスの運行はどのようになるのか教えてください。現状は浴場利用を中心としてセンター間をバスが運行しているが、高齢者の抱える課題は入浴のみならず、買い物や通院など目的に応じた「移動」そのものとなっています。センター送迎のためだけではなく、駐車場所を増やして、スーパーや病院の前で停車することはできないでしょうか。また、一部運行路線を見直して、市役所などの公共施設にもアクセスできるようにはできないでしょうか。停留場の増設、運行経路の見直し、センターバス間の乗り継ぎについて、お答えください。

<答弁>

平成29年4月から老人福祉センターを介護予防センターへと転換し、施設を民間事業者に貸付けて運営していくにあたって、巡回送迎バスについては市がセンター運営事業者に委託して実施する予定です。

巡回バスは、センターを利用する方々のための交通手段として、センターとの周辺地域間、および各センター間を結ぶ経路を運行しており、市内を網羅した約80か所に停留所を設けております。

運行経路やセンター間の乗継にかかる利用者の多様なニーズにお応えできるよう、できる限り工夫のうえんこうしております。

また、停留所の増設につきましても運行時間の関係から今以上の増設は困難であると考えております。

(意見・要望)

原田老人センターの送迎バスと柴原老人センターの送迎バスの乗り継ぎを改善すれば、原田地域からも市立病院へ行きやすくなると声を聞いています。ダイヤを一つ動かすと色んなところに支障をきたす大変難しい問題ではありますが、乗り継ぎの改善から始めていただきたいと思います。

とりわけ西部地域は昨年に公表された「公共交通のあり方検討」の報告書によると、バス交通が手薄になっています。交通政策課には東西交通軸の強化を力強く進めていただきたいと思います。老人福祉センターバスは、高齢者のためのバスでありながら、現状はセンター利用者の入浴ニーズにしか応えていないので、もっと多くの高齢者が困っている現実を目を向けていただきたいです。民間委託後、5年を待たずに現状を見直し、運行にかかる年額28百万円を有効活用して、高齢者の「移動」を確保できるよう、強く要望しておきます。

【自転車に関する諸課題の解消について】

(一問目)

自転車に関する諸課題の解消について伺います。まずは、安心して安全な通行空間の確保について。自転車の通行空間整備として、試行的に阪急豊中駅と曽根駅間の鉄道高架下道路と東豊中線で路面のカラー舗装化やピクト(自転車マークと矢印)の整備を行ってきましたが、車道左側通行の徹底等の効果は見られるのでしょうか？整備前後での状況を詳しく教えて下さい。一方で、整備してみて出てきた課題についてはどのように分析されているのでしょうか。

次に放置自転車の問題について。放置自転車対策として、利便性の良い場所への固定式駐輪機の設置や、駐輪場の利用状況を考慮した料金の改定等をしてこられました。それらの効果についてどのように分析、評価し、実際にどの程度の効果が出てきているのでしょうか。ここ最近の放置自転車の台数並びに放置自転車対策に要する費用の推移も合わせて教えて下さい。

<答弁>

自転車に関する諸課題の解消について、お答え致します。

初めに、通行空間の整備効果でございます。現在取りまとめ中ではありますが、歩道を通行する自転車は、阪急高架側道では、約69%から52%に、東豊中線では52%から37%に減少しております。また、車道左側通行の遵守率につきましては、高架側道では84%から91%に、東豊中線は82%から89%に向上しており、効果があるものと考えております。

次に、整備後の課題でございますが、高架側道(幅員:約5.5m、うち自転車通行帯:約1.5m)では、街渠を撤去し、通行帯を整備しましたが、東豊中線(幅員:約7m、うち自転車通行帯:約1m)に比べ、評判は良いものの事業費がかかること、及び交通管理者協議において、広い幅員が必要で、市内に拡大できる路線は少ないこと等が課題であると考えております。

次に、放置自転車対策でございますが、歩道等に設置するラック式の駐輪機は、短時間無料としていることから、買い物客を中心に多数利用されており、放置自転車は減少しております。

また、庄内駅周辺で実施している駐輪場料金の見直しについては、短時間放置の自転車を誘導でき、不便な箇所の利用率が向上するという効果が見られています。

最後に、市全体の放置自転車の台数は、平成22年度は2367台、27年度607台と5年間で約74%減少しており、対策費用としては、平成22年度が約1億8200万円、27年度が1億400万円(シルバー人材センター委託料:約6800万円、交通政策課職員人件費:約2000万円、自転車保管所の維持管理費・システム料)と約43%削減しております。

(二問目)

自転車に関する諸課題の解消について再度、伺います。まずは、安心して安全な通行空間

の確保についてですが、今後、自転車通行空間整備路線の拡大は予定されているのでしょうか？今後、市内のどれくらいの道路でどの程度の通行空間整備を行うのか、どれくらいの歳出が想定されるのか、今後の整備計画を教えてください。同時に、警察と連携、協力した違法駐車対策の強化や、自転車の歩道通行制限も必要ではないかと考えますが、自転車の歩道通行制限に対する市の見解とこれまで警察にはどのような働きかけや、連携を求めてきたのか教えてください？さらに、自転車利用者に対する啓発も重要かと思いますが、これまで市として取り組んでこられた啓発事業による効果をどのように評価され、今後、新たに考えておられる取組みがあれば、教えてください。また、これまでも議会で取り上げたことがあります、スケアードストレートについて、豊中市内での実施状況と効果や課題について市の見解をお聞かせ下さい。

次に放置自転車の問題については、固定式駐輪機の設置を進めて頂いたことで、設置された場所では、きれいに並べられている所が多いように感じる一方、まだまだ設置が必要な場所、設置効果の見込める場所があるように思います。固定式駐輪機の設置に関して考慮すべき課題やデメリットがあるのでしょうか？具体的な場所で言いますと、豊中駅前交番付近やアザール桃山台周辺などは早急な対策が必要に感じますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

自転車に関する諸課題の解消に関する再度のご質問にお答え致します。

初めに、通行空間整備でございますが、来年度、全市的なネットワーク計画(自転車通行空間ネットワーク計画)の策定に取り組む予定としております。このため、現時点では、その整備路線延長や予算等は未定であります。

次に、自転車通行については、車道の左側が原則で、歩道では歩行者優先と考えており、このことは警察と連携して、交通安全教室、街頭啓発、交通安全フェア及び迷惑駐車パトロールなどにおいて、啓発しています。

また、啓発については、一定の効果があるものと認識しており、今後は、マナーに関する指摘の多い箇所での街頭啓発を強化したいと考えております。

また、スタントマンによる事故状況を再現する手法であるスケアードストレートについては、多額の費用を要することから、実施には至っておりませんが、中高生には事故の疑似体験ができる自転車シミュレータを活用した交通安全教育を行っており、好評を得ております。

次に、歩道に設置する駐輪機の課題としては、幅員に関し、設置・引きしろ・歩行者通行の空間が必要で、相当広い歩道であること、採算上40～50台程度以上設置出来ることなどから、適した場所が少ないということですが、今後も適地があれば、設置を進めていきたいと考えております。

現在、きたしん豊中広場のデッキ下に整備(93台)を進めておりますが、アザール桃山台周辺は、設置が難しいため、アザールの駐輪場に収容できるよう、働きかけてまいります。

(意見・要望)

自転車に関する諸課題の解消についてですが、通行空間の整備によって、歩道を通行

する自転車も、車道を逆走する自転車も減少傾向にあることは一定評価します。ただ、阪急高架側道では通行空間整備後も5割以上の自転車が歩道を通行しており、まだまだ課題はあると思います。車道の左側通行の遵守の徹底と、たとえ歩道を走行する場合でも歩行者優先意識を浸透させ、徐行運転を啓発するよう求めておきます。加えて、街渠を撤去して通行帯を整備した阪急高架側道の方が、東豊中線よりも自転車通行帯の幅員は広いにも拘らず、歩道を通行する自転車の割合がかなり多いことについては、原因究明と改善に向けての取組みを要望しておきます。また、今後は特に歩行者から不安や不満の声が多い高校生の歩道上の自転車通行について、市内の高校にも、より積極的に協力を求めて頂き歩行者優先の意識啓発と徐行運転の徹底を図って頂きたいと思います。一方で、せっかく自転車通行帯を整備した阪急高架側道では、通行帯上の違法駐車が目立つ箇所も散見されますので、警察との連携を強化し、自転車利用者が車道左側をより一層、走行しやすくなるように全力で取り組んで頂きたいと要望しておきます。

次に、放置自転車の問題については、ここ数年で約74%も減少してきたことは、市の取組みを高く評価します。ただ、放置自転車の対策費用も減少しているとはいえ、未だに1億円以上の税金が投入されていますので、今後はより一層、経費をかけずに放置自転車を抑制することにも力を入れて頂けたらと要望しておきます。

また、歩道等に設置するラック式の駐輪機は、市としても放置自転車対策の効果を認められていますし、課題もあるようですが、今後も適地があれば設置を進めて頂きたいとあらためて要望しておきます。

【看護学校の今後について】

(一問目)

平成 29 年度は看護学校の最後の在校生が卒業する年となります。これまでの看護学校が果たしてきた役割について市の見解求めます。また、記念碑の建立など、その足跡を顕彰することについてもあわせて教えてください。

平成 30 年 4 月には看護学校の教室や設備は使わなくなります。その後の利用については誰がどのように考えるのか、市はどのように関わっていくのか教えてください。鳥インフルエンザ発生の平成 21 年には同校の講堂を利用した感染症対策がとられました。しかしながら、先月の保健所の訓練においては初動期の想定には対象になっていませんでしたが、蔓延時には相当な空間が必要となり、この場所の有用性もあるのではないかと思います、危機管理上どのように考えているのか教えてください。

<答弁>

豊中看護専門学校は、一般財団法人豊中市医療保健センターの自主事業として、昭和52年4月に開校し、開設当初には市内診療所等への就職する准看護師の要請を行うなど、時代の要請に応じた人材養成に取り組んでまいりました。その結果、これまで2391名の卒業生を輩出し、本市の地域医療体制の確立や地域住民の健康の保持・増進に寄与してきたものと評価しております。平成29年度末で閉校となりますが、現在のところ、記念碑の建立については検討しておりません。

閉校後の施設の利活用については、現在、一般財団法人豊中医療保険センターにおいて検討が進められていると確認しております。本市におきましても、閉校後の施設の利活用を通じて、財団の設立趣旨である地域住民の健康の保持・増進に寄与するような事業が展開されることを期待しております。

それから、閉校に伴う本市の新型インフルエンザ等対策への影響についてでございますが、平成21年度の新型インフルエンザ発生時には、学校施設を利用して帰国者接触者外来を開設いたしましたが、編成26年3月に「豊中市新型インフルエンザ等対策行動計」を策定し、現在は、市内10医療機関の協力を得て帰国者接触者外来を開設することになっております。このことから、仮に閉校後に看護学校の用途が変更されましても、本市の新型インフルエンザ等対策には、影響がないものと考えております。

(意見・要望)

学校の校舎をどのように利用していくのか、財団任せにするのではなく、市もしっかりと関わってほしいと思います。しかし、結論を急がず、多面的に検討して有意義な活用をしてほしいと思います。立地やこれまでの経緯を踏まえ、医療と介護分野が融合できるような健康寿命を延伸できる施策展開、市民との協働を要望しておきます。

【ローズ球場について】

（一問目）

このたび、豊中ローズ球場の再整備の方向性が示されましたが、その内容についてお聞かせください。

＜答弁＞

球場再整備のこれまでの経過を踏まえ、検討の前提としましては、開設後20年が経過する施設の老朽化の改善、球場利用者と観客の安全性、快適性の確保、また、近隣住民や公園施設及び公園利用者への影響を考慮したうえで、高校野球発祥の地にふさわしい機能を備えた球場にすることを条件といたしました。

再整備の主な内容といたしましては、既存施設及び設備の改修と更新に併せて、ボールの飛び出しを防止するためのフェンスのかさ上げや、現行の1塁側と3塁側の内野芝生席を階層式構造にして屋内ブルペンや高校野球発祥の地を顕彰する資料室などを設け、その上部を観客席とするものでございます。

（二問目）

このたび示された整備内容を否定するものではありませんが、これまでわが会派は豊中ローズ球場の再整備にあたっては、高校野球発祥の地・豊中で夏の高校野球大阪府予選の準決勝、決勝戦の開催ができる席数規模の再整備を提案してきましたが、再整備の前提条件にこれが入っておりません。今回示された豊中ローズ球場の再整備の方向性によると、観客席数が3300席弱の規模ということで、決勝・準決勝はもとより、準々決勝や集客が見込まれる強豪校との試合もできないのではないかと思いますが見解をお聞かせください。また、基本構想で描いておられたような外野芝生席の整備が入っていないことについて理由をお聞かせください。

＜答弁＞

近隣住民や公園施設及び公園利用者などへの影響を考慮いたしますと、球場再整備の範囲は、現行の敷地内とすることが望ましいものと考えます。

夏の高校野球大阪府予選の決勝や準決勝戦など対戦カードは大阪高校野球連盟がお決めになるものでございますが、球場再整備によりまして、引き続き、高校野球の予選大会はもちろんのこと、大学野球やプロ野球の公式試合など様々な団体に、より一層満足していただけるものと考えております。

また、外野芝生席の整備が入っていないことにつきましては、外周園路や遊具のある広場、テニスコートなど公園施設の再整備を要するなど影響範囲が大きくなるという課題があるためでございます。

（意見・要望）

今回示されたのは、豊中ローズ球場の再整備の方向性ということですので、基本計画を策定される際には、もっと専門的な知識も借りていただいて、本当に実りのある

豊中ローズ球場の再整備を期待いたします。

【文化芸術センターの諸課題について】

（一問目）

文化芸術センターの諸課題について伺います。まずは、施設設備について。昨年の内覧会以降にセンターを利用された方やセンターが本格的に稼働してから訪れた方から、例えば、大ホールや小ホール客席の階段に手すりがない、二重の扉が重すぎて自力で開けられない、他にもバリアフリーの視点からいくつかの課題提起を頂いていますが、市は、そういったご意見に対してどのように考え、改善する意思はあるのか、見解をお聞かせ下さい。他にも直接、市に対して課題や問題提起が寄せられているのではないかと思います。どのようなご意見があり、市としてどのように受け止めておられるのでしょうか、お聞かせください。

＜答弁＞

センターの施設面につきましては、ご質問にあった他にも、案内表示や階段の高低差、二階からの落下物対応、車両の乗り付け方法など様々なご意見を頂いております。

内容によりましては、施設の構造上困難なものもございますが、利用者の安全確保の観点から随時対応を行っております。

（二問目）

次に豊中市が所蔵している美術品について伺います。豊中市は、30年ほど前から270点もの美術品を約1億円かけて購入するとともに、市民等から500点以上の寄贈を受けてきました。さらに、それらを平成元年から毎年約500万円、総額約1億5000万円かけて大阪市内の倉庫を借りて保管してきました。この問題は10年近く前から改善を要求し続けてきましたが、先送りされ続け未解決となっています。直近の市の答弁では、所蔵美術品は文化芸術センターが完成したら、センター内の収蔵庫に移すとされていましたが、未だに移されていません。また、市は所蔵美術品の資産価値が把握できておらず、大学等の専門家に見てもらおうとしていましたが、それも未だにされていません。市は、この問題をどの様に受け止めておられるのでしょうか。問題意識や早急に解決したいという意思はあるのかお答え下さい。加えて、問題をこれ以上先送りしないために、所蔵美術品の鑑定や選別はいつ実施するのか、大阪市内の倉庫はいつまで借り続けるのか、何年何月までに行くと明確な期限をお答え下さい。さらに、鑑定して無価値や低価値のものについてはどのようにされるおつもりなのか、お答え下さい。

＜答弁＞

所蔵美術品に関する3点のご質問についてお答えいたします。

最初に、評価作業であります。来年度から、大学や美術館などの専門家のご協力を得て、個々の作品のもつ価値や特性について、ご意見をお聴きすることとしております。

これは、将来にわたり適正に管理するため、作品の歴史や文化的価値、また必要に応じて資産的価値など、今日的に再評価するもので、まず評価基準を明らかにし、それに沿って選別、一覧化を行うものでございます。

次に、大阪市内の倉庫借用期間であります、一般的に収蔵庫は、コンクリートから発生するアルカリ性物質が作品の腐食に結びつく懸念から、2年程度のいわゆる枯らし期間が必要とされております。このため、期間経過後、数値に問題がなければ、平成30年秋を目処に移送することとしております。

最後に、作品に価値がなかった場合どうするのかにつきましては、作品には経済的価値以外にも、本市との縁があるなど様々な価値がございます。対応につきましては、移送までの間に、専門家から多面的にご意見を頂き、総合的に判断してまいります。

(意見・要望)

文化芸術センターの施設面における課題や要望については、できることから随時対応を行っているとのことで一定評価はしますが、答弁で「利用者の安全確保の観点」と仰るのであれば、施設の構造上の課題はあるかと思いますが、とりわけ、他の施設と比べて、ホール客席の階段の高低差が大きいことから、高齢者や足の不自由な方に対して、手すり等の設置など可能な限りの配慮を検討して頂きたいと要望しておきます。

次に、所蔵美術品については、これまで評価基準があいまいで、選別が困難だった状態を、来年度、専門家の協力のもと、明確な評価基準を作られるとの答弁、さらには、大阪市内の倉庫の借用も最長で平成30年秋までと期限を答弁されたことは大変評価します。くれぐれも、この問題をこれ以上、先送りにすることのないよう、改めて強く求めておきます。また、答弁では、明確な評価基準を定めるとしながらも、一般的に物を溜め込む人にありがちな、色んな理由をつけて結局は全ての所蔵品を所持し続ける気持ちがありありの印象も受けましたが、明確な評価基準を定める以上、基準以下のものはきっちり処分され、この問題を綺麗さっぱりして頂くことを強く要望しておきます。

【働き方改革と時間外労働について】

（一問目）

年間労働時間が2000時間を超えても、会社の為、家族の為にと真面目に働いて頑張っている労働者、世界の人々から日本の労働者を見たとき、勤勉で働き者であると評価されているようです。

しかし、ややもすれば民間企業は企業の業績を優先するあまり、サービス残業や長時間労働、過重労働を労働者に押し付けている企業が見受けられます。そのことが、今日、過労死や過労自殺と大きく社会問題として提起されていると考えます。

政府の「働き方改革」の施策のひとつである長時間労働の縮減について、年間の上限を720時間、繁忙期では「月100時間」とする案が示されているところですが、このことが法制化されることによって、長時間労働に対するこれまでの本市の取り組みから逸脱するようなことがあってはならないと考えますが、理事者のご見解をお聞かせください。

＜答弁＞

長時間労働の縮減については、労働安全衛生や職員のワークライフバランスの観点から、行財政運営方針において、年330時間以上の時間外労働対象者の縮減を取組み目標として掲げているところです。国の働き方改革における時間外労働の上限時間の設定等に関わらず、今後とも市として長時間労働縮減の推進に努めていくべきと考えています。

（二問目）

改めて本市の時間外勤務について確認をしておきたいと思います。

まず、時間外勤務命令の仕組み、システムはどのようになっているのか、所属長などの管理職は適切にマネジメントできているのか、時間外勤務手当の支給対象となる職員の範囲、一般職の時間外勤務手当の単価の計算方法と平均単価、それぞれについてお聞かせください。

＜答弁＞

時間外勤務については、業務の臨時または緊急の必要性を勘案し、特定の職員に業務が集中しないよう考慮した上で、所属長が時間外勤務を命ずるここととしています。

時間外勤務を命ずるにあたっては、時間外勤務命令簿によることとし、職員から係長を経由して所属長に申請した上で、最終的に所属長が判断するものであり、業務の必要性や緊急性だけでなく、適宜、所属長は係長との調節やミーティングを行い、所属内での応援が可能かどうかを判断するなど、マネジメントに努めているところです。

時間外勤務手当の対象者は、原則として管理者以外の課長補佐級までの職員であり、また、単価については、給料月額と地域手当の合計を所定労働時間数で除したものに勤務時間帯ごとの割増率を乗じて算出しています。

平均対価については、割増率25%の場合で1時間あたり2,660円となっています。

（意見・要望）

平成29年度の一般会計の時間外手当の予算は約9億3118万円計上されていますが、

時間外労働ありきではなく、まずは職員の健康管理を優先し、また仕事の適正な分配と工夫をし、時間外労働を縮減することを今日までわが会派は求めてきました。

「働き方改革」における時間外労働の上限時間の設定等にかかわらず、今後も市として長時間労働の縮減に取り組まれるとのことですので答弁を了とします。

【幼児教育・保育とこども園のあり方について】

（一問目）

市立保育所と市立幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行し、2年が経過しようとしています。次年度からは幼稚園バスも廃止になり、ハード面の整備も進んでいきます。これまでも保育所の園歌制定などソフト面での改善もできており、評価しております。

ハード面を見ると、幼稚園由来のこども園は幼稚園設置基準による整備がなされ、いずれの園も1,000㎡程度の園庭が確保されています。運動量も増える3才児から5歳児までの幼児教育・保育が行われるにふさわしい環境であると思われました。

一方、保育園由来のこども園は300㎡～1,200㎡まで多様な状況になっており、また、現在の待機児童解消対策において、近隣公園を園庭に代替することを認めています。行政として、努力されていることもよくわかりますが、一人の子どもの育ちを考えた時、一定の環境を整えていくことが必要だと考えます。

そこで市として、とりわけ運動量が多くなる3～5歳児の幼児教育・保育について、どれくらいの集団規模がよいと考えているのか、また、園庭の規模ともあわせてお聞かせください。大きな園庭をもつこども園では3～5歳児を受け入れ、小さな園庭のこども園では0～2歳児を受け入れることで、運動量に応じた子どもにとっての環境改善にも繋がるとともに、複数学級による集団生活も実現します。また、集約的効率的な幼児教育・保育を実現できると考えますが、市の見解を求めます。

＜答弁＞

幼保連携型こども園は、保護者の就労の有無に関わらず、0歳から5歳児までのすべての年齢の子どもを受け入れる教育・保育施設です。

また、乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育を一体的に提供することで、異年齢での子ども同士の関わりも含め創意工夫を活かした保育・教育を行うことができると考えています。

集団規模については、一概にどのくらいが適切かということとは言えません。現状、入園している児童の年齢やクラス数、運動場の広さにおいて様々な環境になっておりますが、その集団規模なりでの運動遊びや体の諸機能の発達を促すために、園庭だけでなく公園遊びや散歩等、戸外遊びを多く取り入れるよう工夫を重ね、豊かで柔軟な教育・保育を展開しています。

また、地域の実態に応じて近隣にあるこども園同士が集まり、幼児期には大きな集団での遊びやゲームなどの体験も積み重ね適切な教育及び保育の充実に努めています。

（意見・要望）

通園バスについては売却する方針と仄聞していますが、売却を急がず、庁内での有効活用を検討できないでしょうか。先ほど質問しました高齢者のバス交通や、東西交通の社会実験などに転用できる可能性があると思います。しっかりと庁内横断的な情報交換、連携をお願いしておきます。

待機児童解消という大きな課題があるなかでは仕方のないことかもしれませんが、

小規模保育を認めている以上、3～5才の育ちは大きく異なることを真摯に受けとめ、施設を有効活用すべきです。

具体的には小さな園庭のこども園では、5歳児の運動会種目は少人数で大縄跳びでした。一方、大きな園庭のこども園では、5歳児の運動会の種目は大人数での組体操でした。いずれも集団生活の中での成長を表現する機会ではありましたが、やはり発達段階に応じた集団生活の規模は重要であると切実に感じました。

行政や保護者の事情ではなく、子どもの立場になって育ちを考えると、おのずと教育・保育の環境が問題となってきます。待機児童の状況には地域格差がありますが、待機児童解消後を見据えた公立こども園のあり方は、適正配置とは別の問題として、集約的効果的な受け入れ態勢を構築していくべきであると意見しておきます。

【部活動のあり方について】

（一問目）

部活動のあり方について伺います。文部科学省は中学校の部活動を平日は2～3時間、土日は3～4時間までと規定し、週に2日以上以上の休養日を要請しています。大阪府からも昨年12月に部活動の休みを設けることに関する通知が市町村の教育委員会に出されています。まず、豊中市内の中学校における部活動の活動時間の実態はどうなっているのでしょうか。教育委員会としてこれまで、何らかの指針を設けたり、各学校に対し指導はしてきたのでしょうか。文部科学省の要請や大阪府からの通知に対する教育委員会の見解もお聞かせ下さい。

＜答弁＞

今年度実施いたしました全国体力・運動能力、運動習慣等調査の生徒質問紙調査結果では、豊中市において、平日は2時間弱、土日は約3時間運動部活動を行っております。

教育委員会と致しましては、部活動の取組みに対して、これまで休養日を設けることなどを学校には指示しておりません。しかしながら、文部科学省の通知を受け、生徒のバランスのとれた健全な成長とともに、教職員のワークライフバランスなどに関わるものとして、検討を進めるべきと考えております。

（二問目）

再度、伺います。生徒のスポーツ障害やバーンアウトの予防、バランスのとれた生活の確保、教職員の時間外労働の抑制などを目的に、適切な休養日の確保を義務付け、行き過ぎた部活動の抑制に努めるべきではないかと考えますが、部活動の位置づけに対する教育委員会の見解と合わせて、お答え下さい。

＜答弁＞

部活動は、自主的・自発的な参加を通して、責任感や仲間との連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義は高いものであると認識しております。

また、生徒の健康の保持増進においては、適切な休養や規則正しい生活が、けがの防止や効率的な活動に繋がるものと考えております。一方、教職員にとっても休養日を設けることにより、長時間勤務の縮減に繋がるものと認識しております。

今後、教育委員会と致しましては、部活動の休養日に関する検討を行い、ノークラブデーの実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

（意見・要望）

豊中市の部活動の実態として、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、平日は2時間弱、土日は約3時間運動部活動を行っているとの答弁がありました。平均すると文部科学省の要請内容に合致した活動を行っているようですが、あくまで平均値であり、平均値を大幅に上回って運動部活動を行っているクラブもあるのではないかと推察します。

部活動の取組みに対して、これまで休養日を設けることなどを学校には指示していないとしながらも、生徒の健康の保持増進や教職員の長時間勤務の縮減並びにワークライフバランスの確立に向けて、教育委員会として部活動の休養日に関する検討を行い、ノークラブデーの実施に向けて進めていくとの答弁がありましたので、是非とも、教育委員会として部活動の休養日に関する指針を作成し、ノークラブデーを早急に実施して頂くことを要望しておきます。

【NIE教育について】

(一問目)

家庭環境と子どもの学力関係調査によると、新聞や本を読むように勧める家庭の子供は、各教科の正答率が高い結果が出たといわれ、文部科学省が告示する教育課程の基準である学習指導要領では、各学校種で指導すべき内容として「新聞」が明確に位置づけられ、多くの教科書に盛り込まれました。これは先生方がNIE教育に確信を持って取り組むバックボーンとなるものです。今、活字離れや読解力不足、コミュニケーション能力や自己表現力の不足など、現代教育の改めるべき問題がいくつも指摘されています。また、正解を見つけたりその速さを競う能力に秀でて、実社会との関係でどう役に立つのか、正解のない問題を延々と考えたり議論するなどということは少なく、真の意味での人間力を育てるということにはなっていないのではないのでしょうか。新聞が報じる社会の出来事や事件、経済の状況変化や仕事との関係、国際ニュースから見る歴史や文化など、新聞が立派な教育素材となること、人や国が変われば同じものでも多様な見方や考え方があることなど、数え上げたらきりがありません。児童・生徒が生きた教材である新聞からいろいろなものを知り、親子や友達、先生とも一緒に考え悩みながら自己を確立し、人間としての力を身に着けることが大切だと考えます。NIEについては10年以上前にも質問し提案してきました。今回、文部科学省がその重要性について改めて取り組むとの姿勢を打ち出しましたが、教育委員会は先ほど指摘した現代教育の問題点をどのように考えどう取り組み成果を上げてこられたのか。更に、文科省が取り組みに本腰を入れ始めたNIE教育をどのようにお考えかお聞かせください。

<答弁>

子どもたちの読解力やコミュニケーション能力、自己表現力の育成は非常に重要であり、各学校における各教科指導等におきましては、言語活動の充実を図り、体験的な学習や表現活動、他社と協働して問題を解決しようとする学習を重視した教育活動を展開しているところ です。

このことに加え、言語活動は、論理や思考、コミュニケーション、完成や情緒の基盤となるものであり、言葉の力を育む教育活動がより一層豊かなものになるよう、指導方法の工夫・改善にさらに取り組む必要があると考えております。

現在、公表されている時期学習指導要領の改訂案におきましても、授業で複数の新聞を用いることや、文章を比較して読むことが示されており、新聞を教材として活用する学習のNIEは、言語活動の充実等に資するためにも、重要な取り組みだと考えております。

教育委員会といたしましても、多様な実践事例を紹介するなど、より豊かな学びにつながるよう推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

NIE教育については今回で三度目の質問になりますが、質問でも申し上げたように現代教育では今、活字離れや読解力不足、コミュニケーション能力や自己表現力の不足など、現代教育の改めるべき問題がいくつも指摘され、受験技術や偏差値偏重の現在の状況に否定的な意見が多く出ています。その結果が我が国の世界の大学ランキングでの下位低

迷につながっているともいわれています。この質問で申し上げたいのはランキングにこだわ
れと言っているわけではありません。人間力を身に着け、社会をよく知り、貢献できるような
人に育ち、それが自らの幸福につながる事が大切だと考えます。答弁から教育委員会が
様々な分析や努力、工夫されていることについては理解しました。しかし、これまでの教育
委員会の考え方や手法により確実に成果に結びつけられるし成果も出ているということ
でしたら何も NIE にこだわる必要もありません。10 年前の最初の質問から同じような答弁で
このような現実から改めてお聞きした次第です。新聞を読むことで社会に目を向け、親子や
友人間での会話が増えるとともにコミュニケーション能力の育成に役立つこと。「新聞、テレ
ビ、インターネット」などメディアの特性や違いを教えたり、同じ問題でも多様な意見があるこ
となどを教師が教えられること。自分が生きている社会の問題を肌感覚で考えられること。
など数え上げたらきりがありません。教育委員会の謙虚で冷静な判断を期待し、NIE 教育
に果敢に挑戦されることを期待しています。

【英語教育について】

（一問目）

小学校における英語教育は外国語活動として行われていますが、どのように行われていますか。小学校三年生から実施されるというなか、中学生には英語が苦手な生徒や、英語の学ぶ意義さえ疑問視する声があります。科学技術の進歩にともなって、自動翻訳や同時通訳がICTによってできる時代になるなか、英語の学ぶ意義を見失うのも理解できます。

沖縄県ではこうした英語教育の取り組みについて、優秀英語教員を認定し、公開授業を実施したり、小・中・高・大の英語教員が連携して研修をしたり、英語をつかう仕事に従事する人を招いて、英語の魅力や必要性を感じてもらうプログラムを用意しています。こうした取り組みは本市にとっても有意義と考えられますが、本市でも取り組みを進めてはいかがでしょうか。

＜答弁＞

小学校における外国語活動につきましては、5年生・6年生において、主に学級担任が文部科学省配布の教材「Hi, friends!」を使用し指導しております。

教育委員会といたしましては、1学級あたり5時間を上限として外国人英語指導助手を派遣し、教員のもと、ティームティーチングによる授業支援などを行っております。

また、本年度から研究推進校「英語教育コアスクール」を指定し、対象の中学校区においては、外国人英語指導助手の配置期間の拡充を行うとともに、中学校の英語教員による小学校での授業や授業モデルづくりを進め市内に取組みなどの情報発信を行っているところでございます。

今後、小学校の外国語活動が教科化することも踏まえ、他自治体の実践事例なども参考にしながら、その一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（意見・要望）

英語に限ったことではありませんが、その科目をいかにわかりやすく教えるか、その科目を学ぶ意欲をいかに高めるかという点は、とても重要なことです。こうした部分に対して、豊中市が先進事例と言われるような取り組みを期待しておきます。

【青少年行政について】

（一問目）

先般の機構改革において、青少年課が廃止されました。昭和 60 年に青少年健全育成都市宣言をしている豊中市の青少年行政は、教育委員会、子ども未来部において青少年課、青少年育成課と名前を変えながら行われてきました。これまで青少年課の事務分掌はどのようなものがあったのか、廃止に至った経緯、廃止後の青少年行政はどこが担っているのか、教えてください。

＜答弁＞

青少年育成課の主な事務分掌といたしましては、
青少年健全育成都市宣言の事業に係る企画及び連絡調整に関すること
青少年に関する調査、研究及び情報の提供に関すること
子ども・若者育成支援推進法による施策推進に関すること
青少年関係団体及び指導者の育成に関すること
成人式に関すること
などがございました。

平成 27 年度の機構改革の際に、青少年健全育成にかかる事業は、青年の家いぶきに引き継ぐとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づき、教育、福祉、保健、医療、雇用等の各関連分野の取り組みを連携させ、総合的な施策を推進するため、若者支援に係る業務をくらし支援課に、また、地域の団体との連携した取り組みの推進を図るため、成人式などの事業を生涯学習課に移管し、それぞれの担当課において、青少年育成の取り組みを進めております。

（二問目）

青少年問題協議会が今年度は一度も開かれておらず、その経過の説明もありません。この事務局はどこが担っているのでしょうか。市長は「子どもの未来が輝くまちづくり」を掲げておられますが、青少年行政の後退が危ぶまれます。本市における青少年の課題はとくにないと考えておられるのか、市の見解を求めます。

＜答弁＞

「豊中市青少年問題協議会」は、昭和 39 年に設立された組織で、市内の関係機関や諸団体の代表者により構成され、生涯学習課が事務局を担っております。設立当初より、青少年問題、とりわけ非行問題やいじめの問題などを中心に、情報発信や啓発、調査などに取り組んでまいりましたが、現在は、年 1 回、研修を兼ねた会議を開催している状況です。

近年、子ども、若者育成支援協議会やいじめ問題対策連絡協議会など、課題ごとに専門的な協議会等が設立されてきたことから、平成 27 年度に今後のあり方について事務局で検討し、平成 28 年度につきましては、現在のように各団体の代表の方にご出席いただく会議の形で開催するのではなく、青少年問題について、広く市民の方が参加して情報や課題を共有できる、講演会や研修会等の形で実施する方法に切り替えていきたいと考えており、3 月の会議において青少年問題協議会の見直しについて提案してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

機構改革にともない、およそ二年間も開催されることがなく、青少年問題協議会の構成団体でもある議会には何も説明がないまま見直しが検討されていることは、はなはだ失礼極まりないことであり、看過できません。このような行政運営はあってはならないことであり、誠意ある姿勢で臨んでほしいと思います。あらためて青少年課として位置付けていくことで、青少年行政を看板として全面に打ち出していくことを強く求めておきます。

最後に、今回の質問では豊中市内の国有地などにかかわる質問を複数取り上げさせていただきました。全域が市街化している本市にとりまして、国有地はまちづくりを考えるうえで貴重な資源であることは言うまでもありません。土壤汚染や廃棄物によってその資源の価値が棄損していることは、回復に莫大な費用が必要となりまちづくりを考えるうえでの大きな課題となりました。このことで地域が疲弊し、衰退していくことは国としても避けなければならないことではないかと思えます。地域が元気になってこそ、国も元気になる、そのように考えると国にはもっと責任を果たしていただきたいと思えます。市長と議会は車の両輪であるという表現がありますが、今こそその両輪が一丸となって国に求めていくべきではないかと申し上げ無所属の会の代表質問を終わります。